

リカレント教育の拡充に向けて



平成30年7月31日
文部科学省専門教育課



文部科学省

受講者や地域のニーズを踏まえたリカレント教育の推進のために踏まえるべき前提

大学等が、受講者や企業等のニーズを踏まえたリカレント教育を推進するためには何が必要か

- 受講者や地域のニーズを的確に捉え続け、リカレントプログラムを継続的に実施することができる体制づくりや、受講者が学びを深め続けられる仕組みづくりが重要

受講者の特色 ～多様な学習目的～

- 現在の職業に必要なスキル等を身に付けるため、自らの意思あるいは企業からの派遣でリカレント教育を必要とする受講者
- キャリアチェンジを目的として、必ずしも現在の職場に留まることを前提としていない受講者
- 現在の仕事を支える広い視野や人的ネットワークの構築を目的とする受講者
- ライフイベント等により一旦離職していたものの、復職を目指している受講者

プログラムの特色

- 短期間で職業に必要な知識、技術及び技能を修得できるプログラム（短期プログラム）
- およそ1年程度の履修時間が用意されており、基礎的な内容も含めて対象とする職業に必要な知識、技術及び技能を体系的に修得できるプログラム（履修証明プログラム）
- 長期の履修時間が用意されており、基礎から応用までを体系的に学ぶことができるプログラム（たとえば修士・博士課程）

地域の特色

- 地域の特性に応じて展開されるプログラム（都市・地方、産業構造等など）
- ある程度どの地域にも必要とされるプログラム
（公共サービス（看護・介護・教育・公務等）など）

今後のリカレント教育の推進に向けた方向性

①プログラムのつながり

②連携体制の構築

③プログラムの充実

④受講しやすい環境整備

リカレント教育の推進

全体のイメージ

①プログラムのつながり

②連携体制の構築

※ たとえば法人学を有するコンソーシアム等により継続的に運営

大学群

- 社会人や企業等のニーズの反映
- 必要に応じて学外リソースの活用
- 成果の見える化

修士・博士課程

履修証明プログラム

短期プログラム

企業等

- プログラム作成・実施への協力
- 受講者の継続的な派遣
- 実務家教員の継続的な派遣

③プログラムの充実

④受講しやすい環境整備

- ✓ 学びたいと思うプログラムの充実

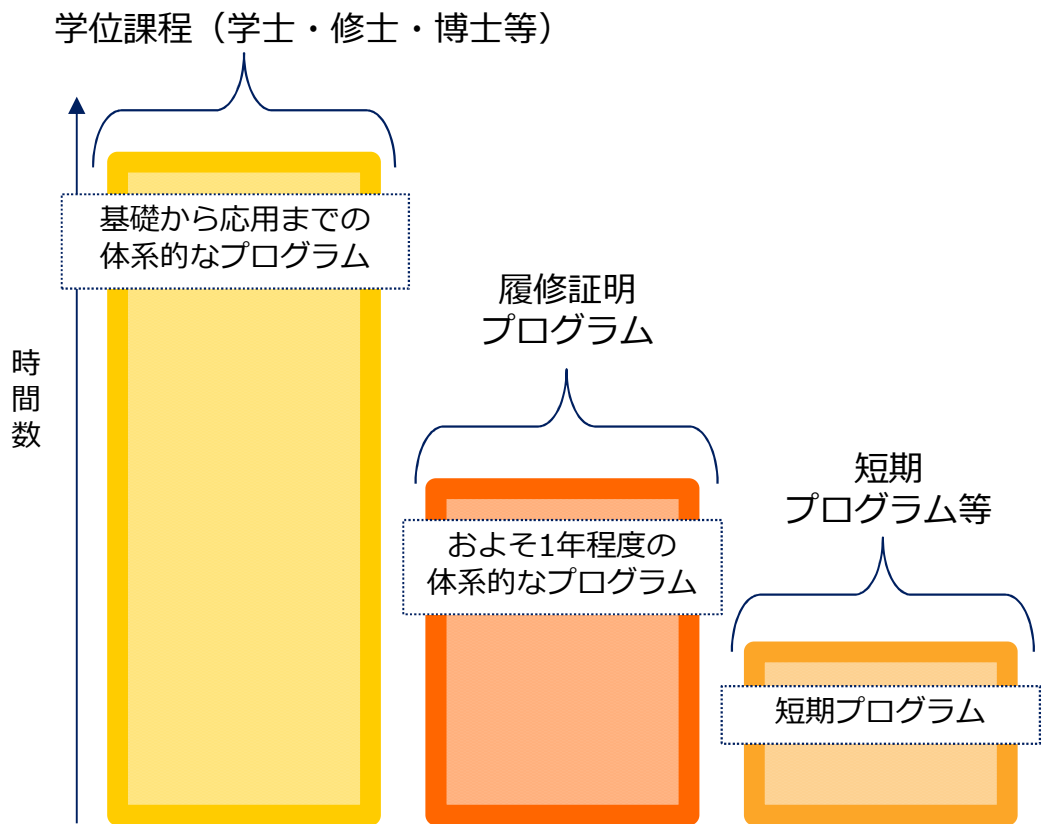
- ✓ 短期間で修了可能

- ✓ 受講費用の負担軽減

①プログラムのつながりの構築（イメージ①）

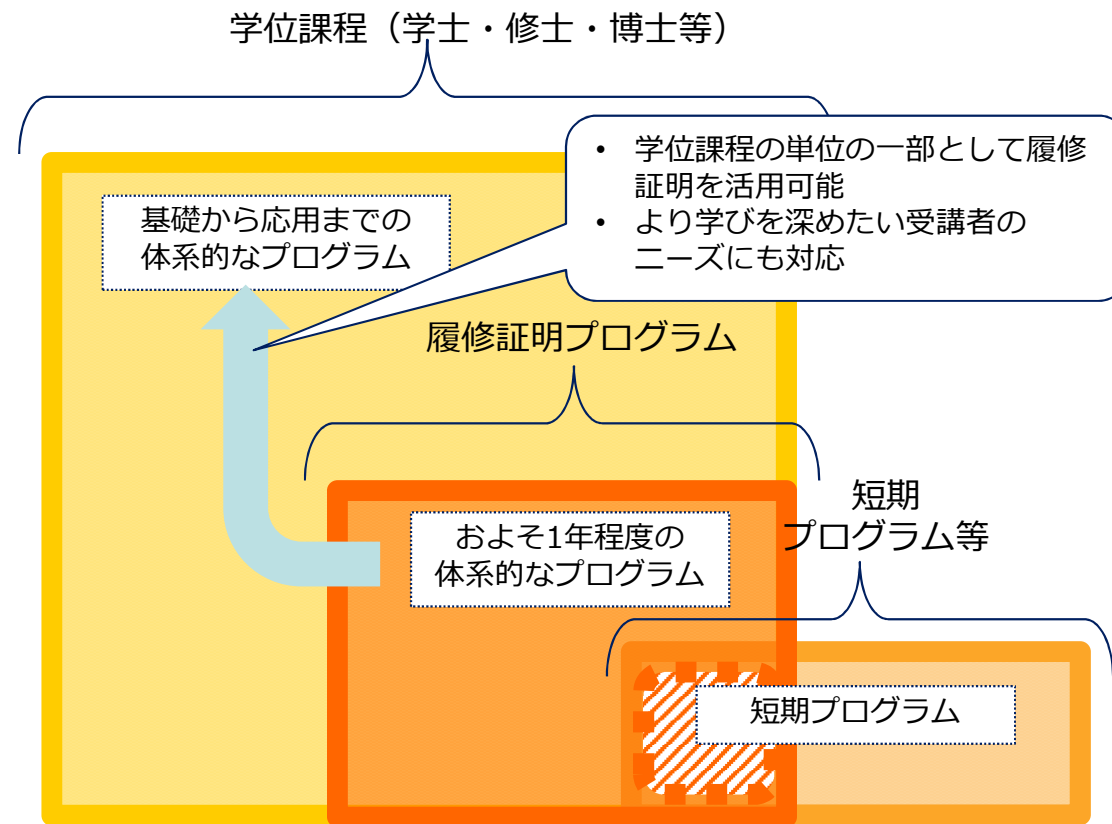
- 履修証明プログラムについては、履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能とし、学位の取得に向けた各大学での単位の積み上げ等に活用できるようにする方向で検討し、より学びを深めたいという受講者のニーズにも対応（大学設置基準改正等）。
- 各大学等において、学位課程との整合性に留意した上で、履修証明プログラムの質の保障に努めることを促すための改善を検討（学校教育法施行規則改正等）。

【現状】



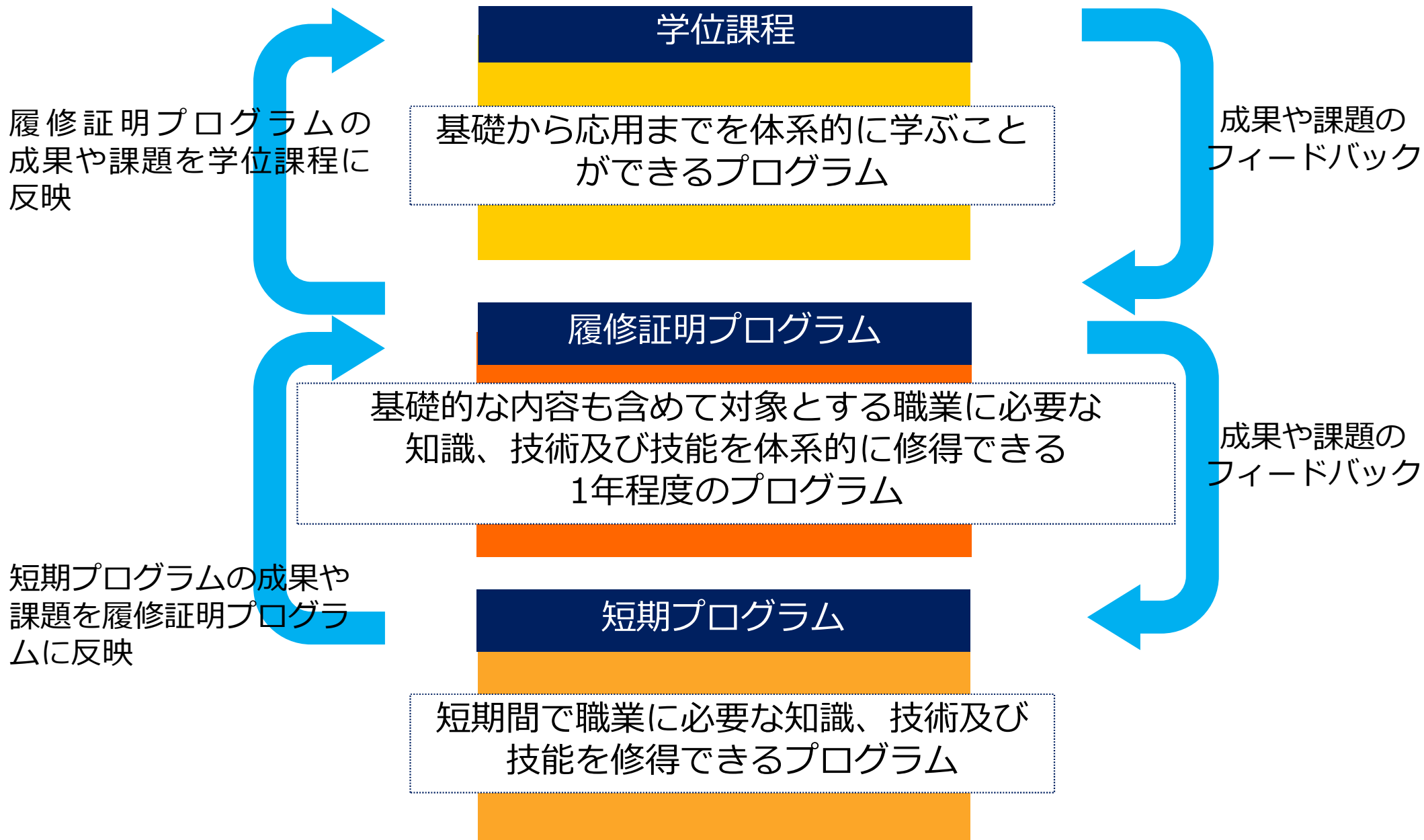
- ✓ 履修証明プログラム全体への単位授与は認められていない。
- ✓ 履修証明プログラムの構築等について自由度は高いが学位課程への接続が十分に考慮されていない。
- ✓ 120時間未満の短期プログラムには履修証明プログラムの位置づけがない。

【今後の活用拡大の方向性】



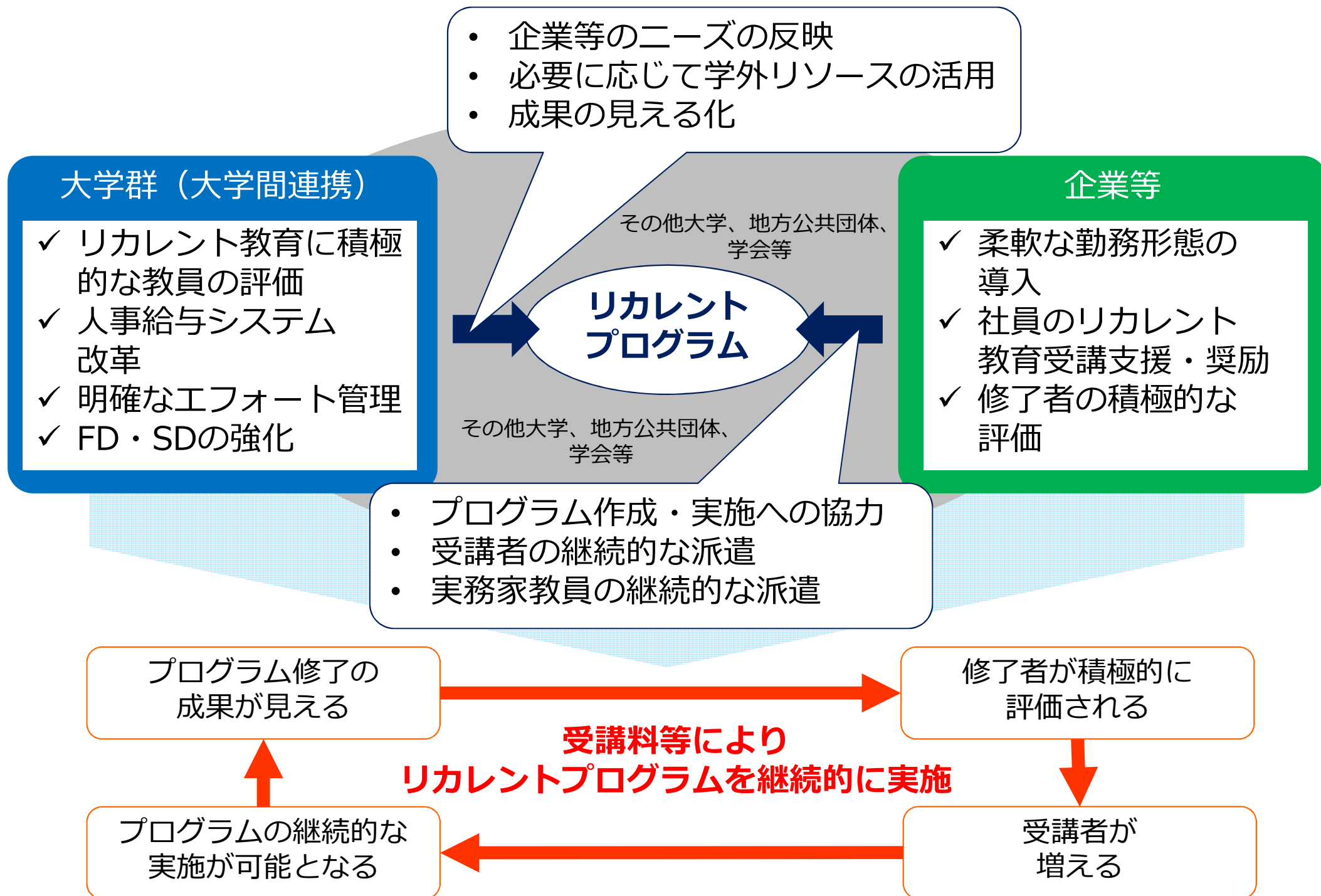
- ✓ 学位課程の単位の一部として履修証明プログラムによる単位を活用することも可能
- ✓ 学位課程との整合性も含め、履修証明プログラムの質の保証に留意
- ✓ 履修証明プログラムの総時間数を引き下げ、対象範囲を拡大

①プログラムのつながりの構築（イメージ②）



**プログラムのつながりを生み出すことにより、
社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを継続的に実施**

②大学間・企業等との連携体制の構築



多様なニーズに応えるリカレント教育の推進①

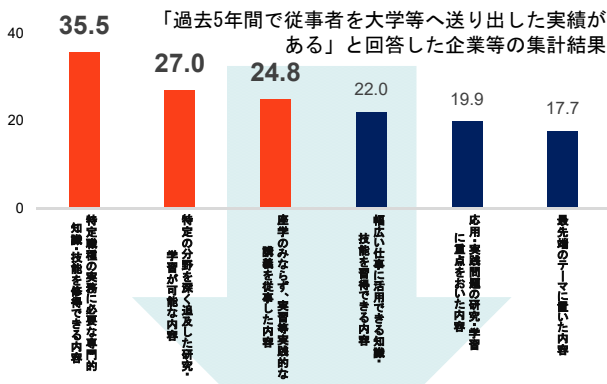
現状と課題

急速な経済・社会の変化に応じて
職業や働き方の在り方が様変わり

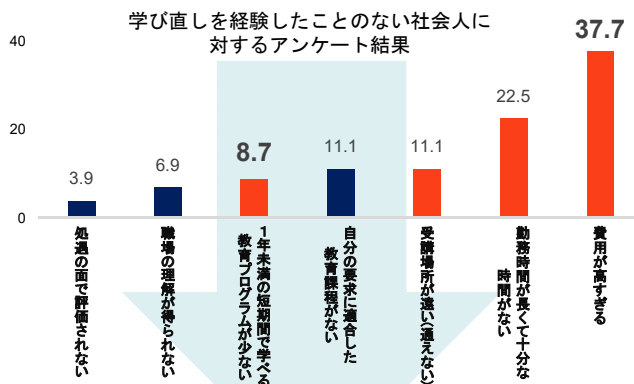
社会に出た後も学び続けることにより、新たに必要とされる知識や能力、技術を身に付けていくことが不断に求められる

一方で、社会人リカレント教育を充実・拡大していくためには、様々な課題

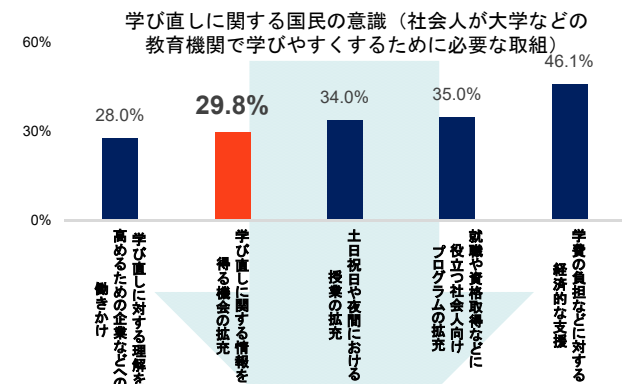
✓ 専門的知識・技能に対するニーズが多い



✓ 費用が高く、短期間で学べるプログラムも少ない



✓ リカレントに関する情報を得る機会が不十分



出典：社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究（平成27年度イノベーション・デザイン&テクノロジー株式会社×文部科学省：先進的の大学改革推進委託事業）

出典：平成27年度教育・生涯学習に関する世論調査

今後の取組の方向性

③大学間・産学連携によるプログラムの充実

- ✓ 大学間・産学連携によるプログラムの作成とその全国展開
- ✓ それを可能とする学内体制の整備
- ✓ 多様で実践的なプログラムの実施を可能とする実務家教員の確保

④受講しやすい環境整備

- ✓ 現行の履修証明制度の改善（総授業時数60時間への短縮と社会的認知・評価の向上）
- ✓ 他省庁との連携による受講料負担の軽減
- ✓ 土日祝日や夜間における授業の開講
- ✓ 通信教育やオンライン講座の拡充
- ✓ 総合的な情報提供を行うポータルサイトを整備

多様なニーズに応えるリカレント教育の推進②

- ✓ 大学間・産学連携によるプログラムの抜本的増加
- ✓ 受講しやすい環境の整備
- ✓ プログラム情報のアクセス改善

といった課題に対応するため、既存制度の改善も含め、様々な取組を推進
(→必要に応じて関係省庁とも積極的に連携)

【制度の課題】

- リカレントプログラムを受講する時間を捻出するのが困難
- リカレントプログラムの受講費用が高い

【対応策】

履修証明制度の見直し

関係省庁との積極的な連携
(教育訓練給付金等の活用)

多様なニーズに応えるリカレントプログラムの推進

【制度以外の課題】

- 社会人や企業等のニーズの把握は、単独の大学等では限界がある
- リカレントプログラム修了者への評価が不十分（社会通用性がない）
- 都市部での開講が多く、地域に偏りがある
- リカレントプログラムを実施できる教員の確保が困難
- 必要とするプログラムが情報が十分に知られていない

大学等にリカレント推進拠点を整備

- ✓ 大学間連携によるネットワークを形成することで、企業等に積極的に働きかけ→より幅広いニーズと受講者を確保
- ✓ 受講料等により継続的にリカレントプログラムを実施
- ✓ 拠点大学からリカレントプログラムを全国へ展開
- ✓ 通信教育やオンライン講座の拡充

実務家教員用の研修プログラムの開発・実施と修了者の情報を共有する仕組みの構築

総合的な情報提供を行うポータルサイトの整備

以下、参考資料

各大学における取組事例①

○岩手大学「いわてアグリフロンティアスクール」

【概要・目的】 経営感覚・企業家マインドを持って経営革新、地域農業の確立に取り組む先進的な農業経営者等を養成。

【プログラムの特徴】 修了論文である「農業ビジネス戦略計画」の策定、経営管理、生産管理等の科目で構成。試験研究機関や農業団体、先進農家等の実務家講師を中心に、講義のほか実習・演習、現地研修などを実施。

【受講期間】 1年

【社会人の受講しやすい工夫】 農繁期以外に開講、補講等



○東京電機大学「国際化サイバーセキュリティ学特別コース」

【概要・目的】 ICTシステム管理者・開発者やサイバーセキュリティ技術者等を対象に、サイバーセキュリティの技術だけでなく、法律や倫理等の関連する分野の教育を行い、高度な専門家を養成。

【プログラムの特徴】 サイバーセキュリティに関する法・倫理、インシデント対応、サイバーディフェンス等の科目で構成され、関連企業の実務家による授業、グループワークや実践演習などを実施。

【受講期間】 1年

【社会人の受講しやすい工夫】 夜間・週末開講、長期履修可



○日本女子大学「リカレント教育課程」

【概要・目的】 出産等のライフイベントで離職した女性へのキャリア教育を通して、高い技能・知識と働く自信・責任感を養い、再就職までを一貫してを支援。

【プログラムの特徴】 受講生のエンプロイアビリティ（働く自覚と自信・社会性・責任感・コミュニケーション能力）の再開発を目的とした科目に加えて、英語やITリテラシーを必修。この他、企業会計、簿記、金融、これからの社会で特に必要される業種（貿易実務、内部監査実務、記録情報管理者、社会保険労務士、消費生活アドバイザー）の準備講座を開設。

【受講期間】 1年

【社会人の受講しやすい工夫】 週末の開講、長期休暇期間における集中開講、IT活用、補講の実施、託児サービスの実施等



各大学における取組事例②

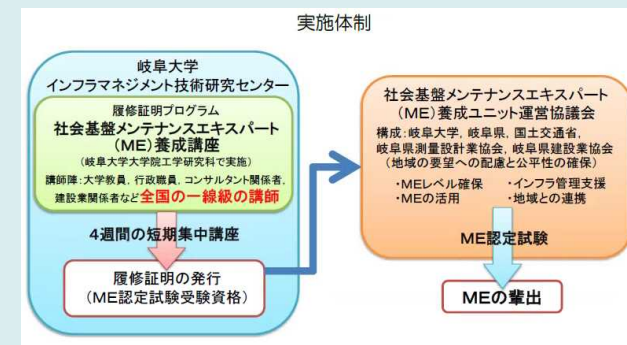
○岐阜大学「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）養成講座」

【概要・目的】 行政と建設業界双方の土木技術者の技術向上を目指し、県と協働で、共通の高度な知識を持った総合技術者を養成。

【プログラムの特徴】 フィールド実習等の実践的な授業に加え、実務に即した講義を実現し、最新技術を修得するため、大学教員だけでなく、関連企業をはじめとした全国の一線級の技術者を講師として招聘。

【受講期間】 約1ヶ月

【社会人の受講しやすい工夫】 受講者勤務先と連携した学修環境の確保、地域全体での講座の社会的評価の向上等



○大阪大学「ナノサイエンス・ナノテクノロジー高度学際教育研究訓練プログラム」

【概要・目的】 ナノ科学技術分野に従事、または将来の従事を志す企業の研究者・技術者を対象とする大学院レベル9単位分のプログラムで、ナノ分野の最先端高度知識を基礎から学び、ナノ科学技術を生かした新産業を自ら切り開く知識と挑戦力を養成。

【プログラムの特徴】 ナノエレクトロニクス・ナノ材料学、超分子・ナノバイオ学等の科目で構成され、先端の実験や企業で役立つ実践的実験、企業開発担当者による講義、グループ討議などを実施。

【受講期間】 1年

【社会人の受講しやすい工夫】 夜間・週末開講、遠隔授業等



○高知大学「土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業（土佐FBC）」

【概要・目的】 高知県の食品産業の中核を担う専門人材及び拡充に資する基礎人材を育成。

【プログラムの特徴】 食品製造・加工、マーケティング、実験技術、課題研究等の科目で構成され、連携企業等の実務家による講義やグループディスカッション、企業視察研修、企業の商品開発などをOJTで実施。

【受講期間】 1～2年

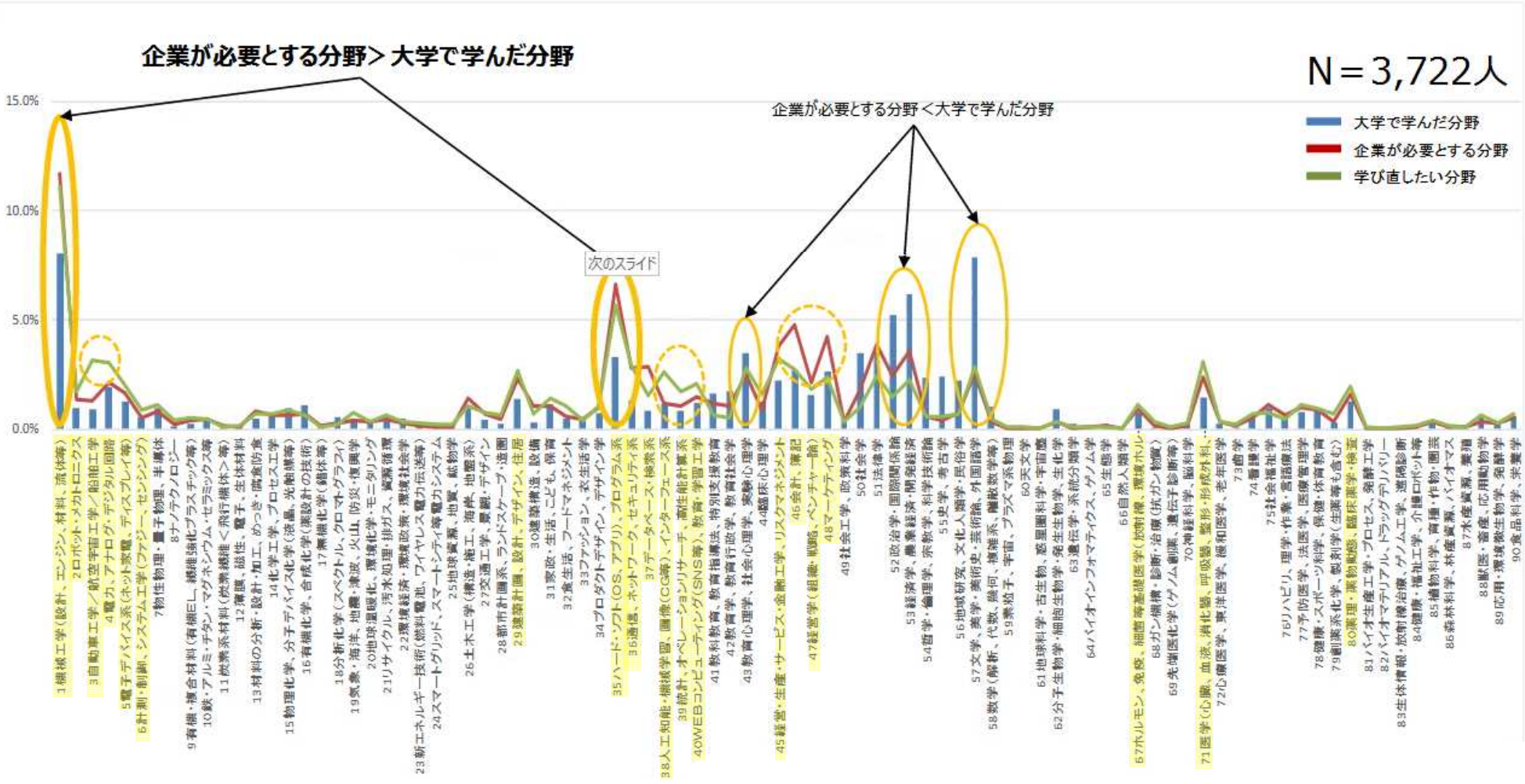
【社会人の受講しやすい工夫】 夜間開講、補講、一部の受講料を支援等



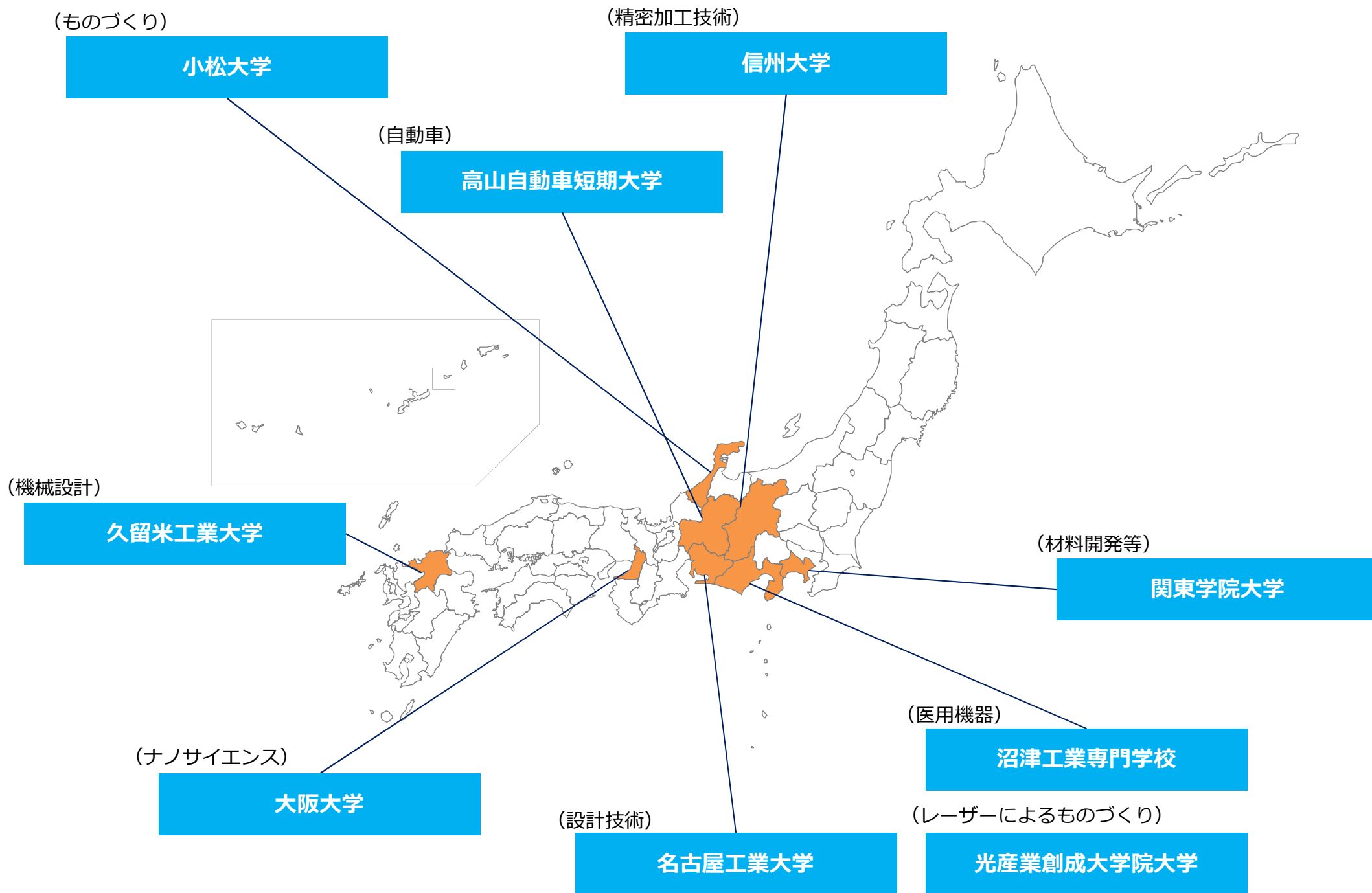
現在の業務で必要とする分野と大学で学んだ分野との比較 (全職種・全業種)

社会人アンケート

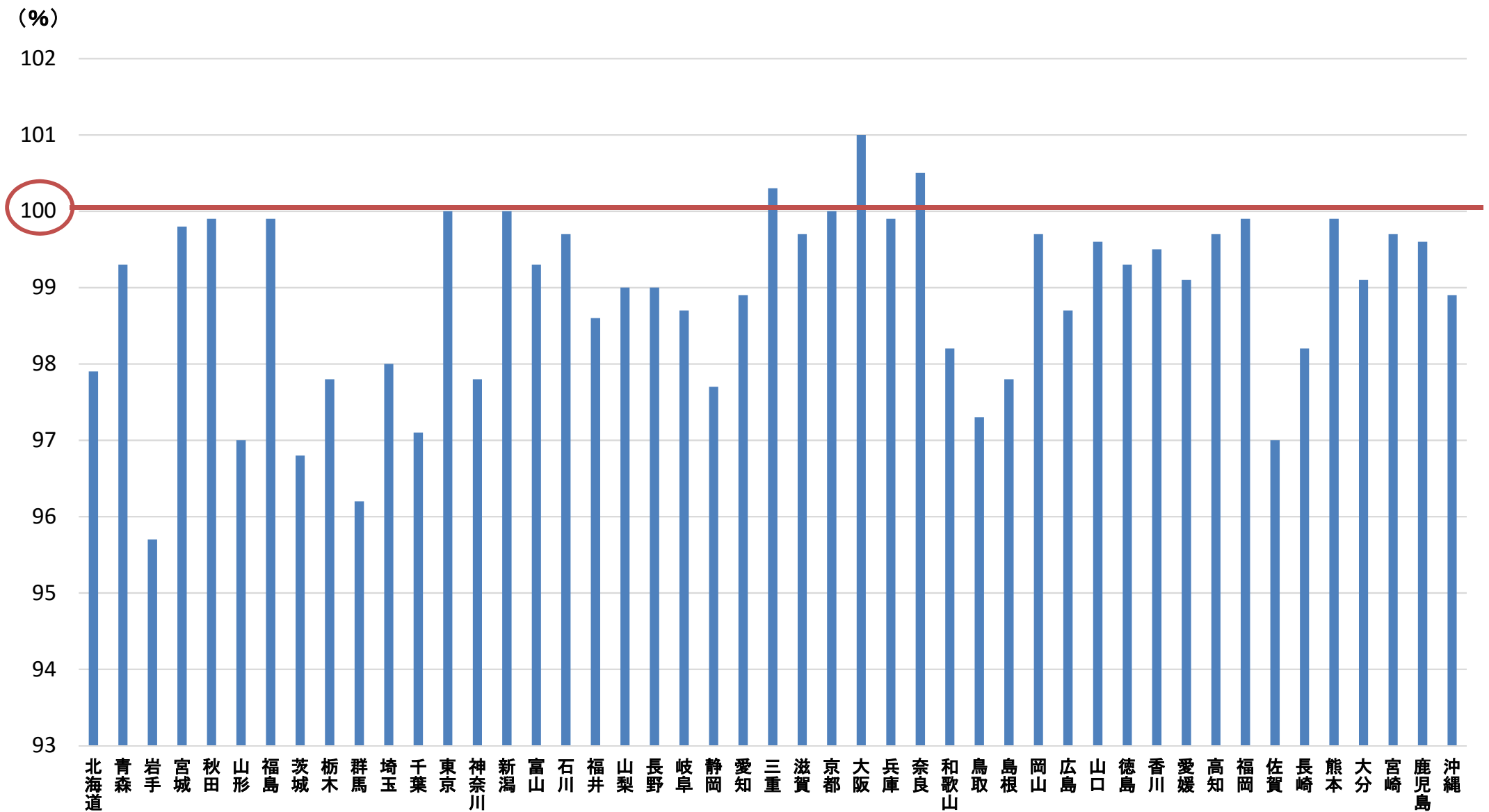
- 機械工学、ハード・ソフト、プログラム、会計・簿記、マーケティング等では、企業のニーズが高い。
- 学び直しのニーズは、概ね企業ニーズと一致するが、自動車工学、人工知能等の学び直しのニーズが企業のニーズを上回っている。



【参考】都道府県別BP認定課程を有している大学等（製造業等）



都道府県別看護職員需要と供給の差（平成27年見通し）

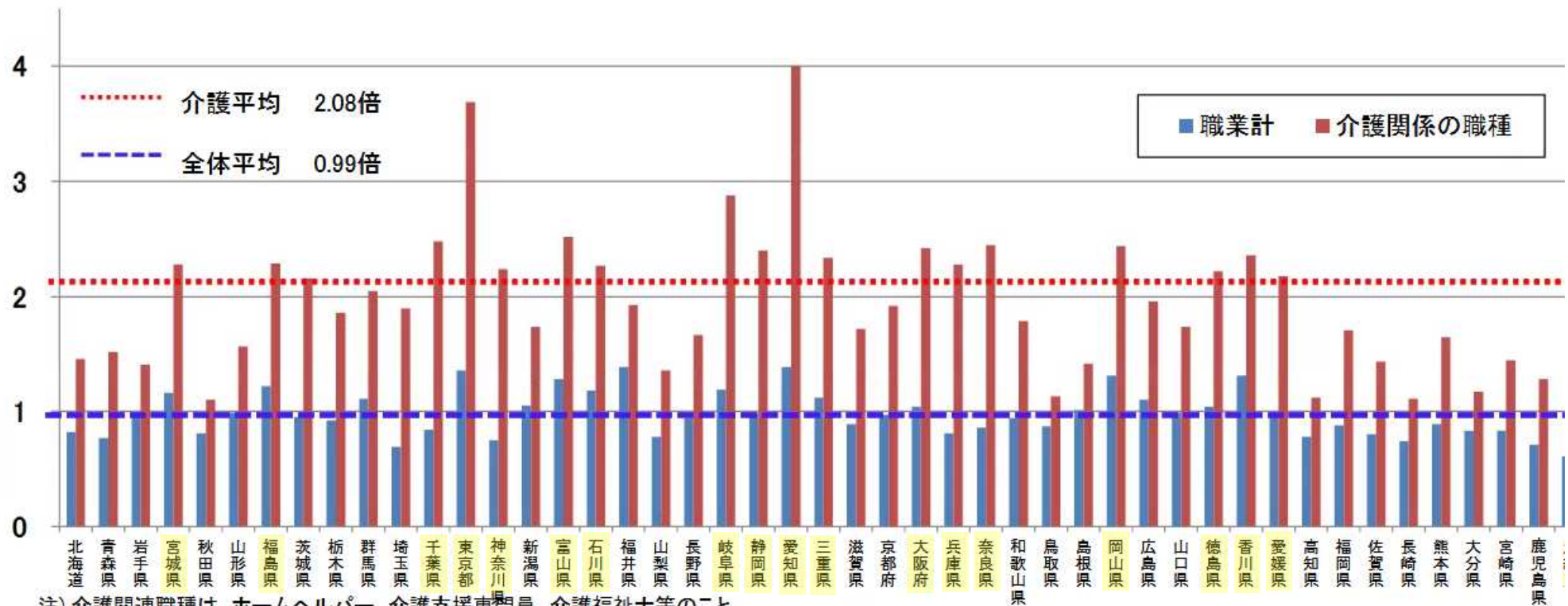


出典：「第七次看護職員需給見通しに関する検討会報告書」平成22年12月21日，厚生労働省

都道府県別介護分野の有効求人倍率

1(10) 都道府県別有効求人倍率(平成26年3月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

【資料出所】厚生労働省「職業安定業務統計」

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

	埼玉県	千葉県	神奈川県	大阪府	愛知県	東京都	~	鹿児島県	島根県	山形県	全国
2010年 <>は割合	58.9万人 <8.2%>	56.3万人 <9.1%>	79.4万人 <8.8%>	84.3万人 <9.5%>	66.0万人 <8.9%>	123.4万人 <9.4%>		25.4万人 <14.9%>	11.9万人 <16.6%>	18.1万人 <15.5%>	1419.4万人 <11.1%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	117.7万人 <16.8%> (2.00倍)	108.2万人 <18.1%> (1.92倍)	148.5万人 <16.5%> (1.87倍)	152.8万人 <18.2%> (1.81倍)	116.6万人 <15.9%> (1.77倍)	197.7万人 <15.0%> (1.60倍)		29.5万人 <19.4%> (1.16倍)	13.7万人 <22.1%> (1.15倍)	20.7万人 <20.6%> (1.15倍)	2178.6万人 <18.1%> (1.53倍)

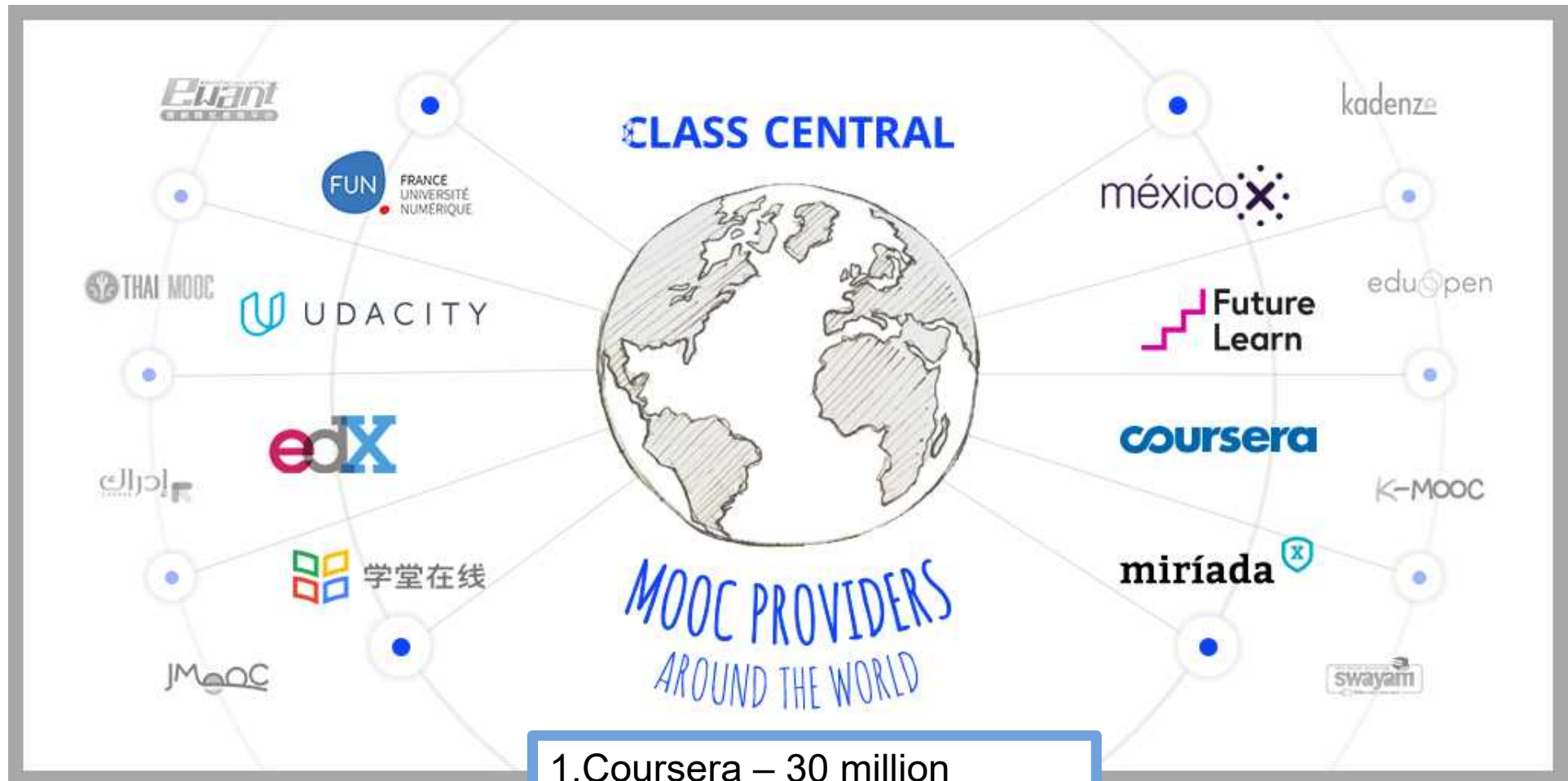
MOOCとは？

M	Massive	<u>大規模</u> (数万人の受講)
O	Open	<u>公開</u> (原則、学習者は無料)
O	Online	<u>オンライン</u> (インターネット)
C	Course	<u>講座</u> (教材配信でなく授業、 指導や修了証つき)

※ 放送大学 山田恒夫教授「オープンエデュケーション論」資料より抜粋

- インターネット等を通じ、誰もが無償（または安価）で受講できる講義のこと。
- 大人数（数千～数万名）の受講者を対象としており、受講者は講義ビデオやオンラインテストなどを使って学習を進める。
- 通常、数週間～数か月の受講期間が設けられており、受講期間終了後には成績が提示され、合格者には証明書が発行されることもある。
- 例えば、edX、Coursera、JMOOC等のプラットフォームが存在する。

世界のMOOC事業者



1. Coursera – 30 million
2. edX – 15 million
3. XuetangX – 12 million
4. FutureLearn – 8 million
5. Udacity – 5 million

世界のMOOC

名称	学習者数	参加機関数	コース数
Coursera(米)	3000万人+	150以上	2000以上
edX (米)	1500万人+	109	1500以上
FutureLearn (英)	803万人+	144	402
FUN (仏)	290万人+	93	279
miriadaX (西)	300万人+	100以上	600以上
MexicoX (墨)	108万人+	47	186
学堂X (中)	1200万人+	69	1119
K-MOOC(韓)	44.5万人+	70	324
JMOOC (日)	80万人*	49	198

その他:ドイツ、オーストラリア、タイ、インド、フィリピン、インドネシア、マレーシアなど

社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究

平成30年度予算額 : 11百万円(新規)

目的

人生100年時代を見据えた我が国全体の生産性の向上につなげていくため、経済社会環境の変化に対応した社会人の学びを推進することが重要であり、各大学・専修学校等の社会人向けのプログラムの開設状況や、社会人の学びを支援する各種制度に関する情報を効果的に社会人に届けることが必要である。

このため、社会人、企業等の関係者のニーズを整理し、広く社会人が効果的・効率的に、リカレント教育に関する情報にアクセスすることができる機会の創出に向けて、実践的な調査研究を実施する。

○学び直しに関する社会人の意識

「学んだことがある」: 19.1%

「学んだことはないが、今後は学んでみたい」: 30.3%

「学び直しに関する情報を得る機会の拡充が必要」: 29.8%

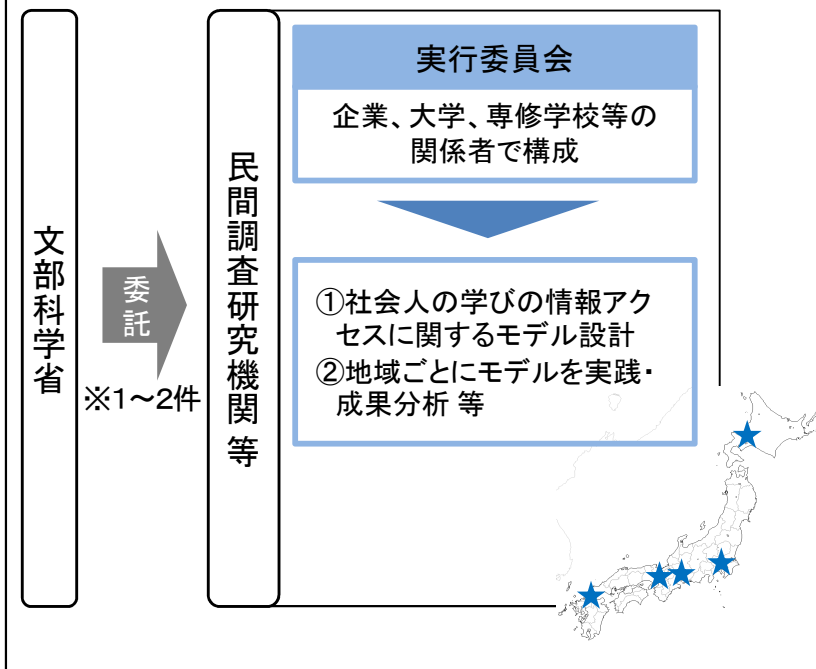
(内閣府「平成27年度教育・生涯学習に関する世論調査」)

○経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)

「企業を取り巻く経済社会環境の変化は加速し、企業内だけで人材育成を行うことは、技術的にも資金的にも難しい状況になっている。このため、都道府県、大学、高等学校、公設試験研究機関、地元産業界等の参加等により地域人材育成を図る仕組みを構築する。さらに、離職した女性の復職・再就職や社会人の学び直しなどを支援するため、…リカレント教育の充実を図る。」(第2章1.(2)③リカレント教育等の充実)

「海外留学・外国人留学生や外国人研究者の受入れ促進を通じた大学の徹底した国際化、高大接続改革を進めるとともに、職業教育や社会人の学び直しを推進する。」(第2章2.(1)②教育の再生)

実施体制



事業概要

社会人の学びの情報アクセスに関するマーケティング・モデルの構築

- 社会人及び企業への調査等を通じ、①社会人の学びの目的(例: 先端領域知識の獲得、実践スキルの向上、資格取得等)、②勤務先企業の属性(例: 業種、企業規模、所在地等)等のセグメント別に、学びに関する情報アクセスについてのニーズ・課題を分析。
- 企業、大学、専修学校等の関係者で構成する実行委員会における検討を経て、効果的な情報アクセスの方策について、モデルを設計。

情報アクセス改善の実践研究

- 「社会人の学び直しフェア(仮称)」等の場を設け、情報アクセス改善に関する上記モデルを実践。
- 実践の成果を分析、効果的な情報アクセスの在り方について、政府機関、教育機関等の改善策を取りまとめ、関係機関に提供。

学ぶ意欲のある社会人が効率的に情報収集できる環境を創出
社会人が生涯学び続ける社会を実現

リカレント教育

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

(1) 人材への投資

より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるリカレント教育を抜本的に拡充する。

1. 教育訓練給付の拡充

専門実践教育訓練給付(7割助成)について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

様々な学校で得た単位を積み上げて卒業資格として認める仕組み(単位累積加算制度)の活用を積極的に進める。

2. 産学連携によるリカレント教育

新規かつ実践的で雇用対策として効果的で必要性の高いリカレント教育のプログラムの開発を集中的に支援する。

- 先行分野におけるプログラム開発
- 在職者向け教育訓練の拡充
- 生産性向上のためのコンサルタント人材の養成
- 技術者のリカレント教育
- 実務家教員育成のための研修
- 長期の教育訓練休暇におけるリカレント教育に対する助成

3. 企業における中途採用の拡大

内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省が連携して、中途採用に積極的な上場企業を集めた協議会を設置し、中途採用を拡大する。

なお、「年齢にかかわらず多様な選考・採用機会拡大のための指針」を活用し、中途採用の促進に向けた経済界の気運を醸成する。

大学等におけるリカレント教育拡充の今後の方向性

人生100年時代構想会議(第6回)
平成30年3月23日
林 文部科学大臣提出資料抜粋

1. リカレント・プログラムの供給拡充

多様な教育プログラムの開発・実施

学習方法の多様化

【現状認識】

- プログラムの総数が少ない。
- 多くのプログラムは大都市圏で開講されており、地域的な偏りがある。
- 内容として実践的なものが少ない。

【検討の方向性】

- **産学連携の教育プログラム**の作成、実施の抜本的な増加により**全国展開**。
- 短期かつ魅力的なプログラムの開発を促進するための**制度の改善**
 - ① 職業実践的な短期プログラムの**質保証と対象拡充**等
＜プログラム作成への産業界の参画促進などの**質保証**、**短期プログラムの対象化**等＞
 - ② **履修証明制度**の見直し、**単位累積加算制度**の利用促進 等
- 放送大学、MOOC等における**実務型オンライン講座の大幅拡充**

2. 実践的な教育を行える人材の確保

多様な教育プログラムの開発・実施

【現状認識】

- プログラムを企画・実施できる教員の確保が課題。
- 「実務家教員」は学生への教育経験が少ない。
- 現役の実務家は時間を捻出するのが困難。
- 個々の大学での「実務家教員」確保は困難。

【検討の方向性】

- 大学等での教育経験のない者に対しては、研修を義務づけることにより、実務家教員の指導力を向上 (**質の確保**)。＜**研修プログラムの開発・受講促進**＞
- プログラムの実施に必要な実務家教員を円滑かつ容易に確保できる仕組みの整備 (**量の確保**)。＜**人材共有のためのプラットフォームの創設**＞
- 最先端で活躍している実務家が指導しやすい環境の整備。

3. 受講しやすい環境の整備

教育効果の見える化

【現状認識】

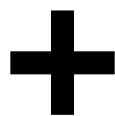
- リカレント教育の認知度、切迫感が低い。
- リカレント教育に参加する時間・費用の捻出が困難。
- 学んだ成果が見えにくく、企業等で評価されない。

【検討の方向性】

- 学んだ**効果の見える化**。＜習得できる知識・技能等、**質保証の要件の明確化**＞
- リカレント教育関連の情報に接する機会の拡大。
- 経済的コストの軽減。＜**雇用保険制度・税制等との連携**＞

4. これらを支える機運醸成

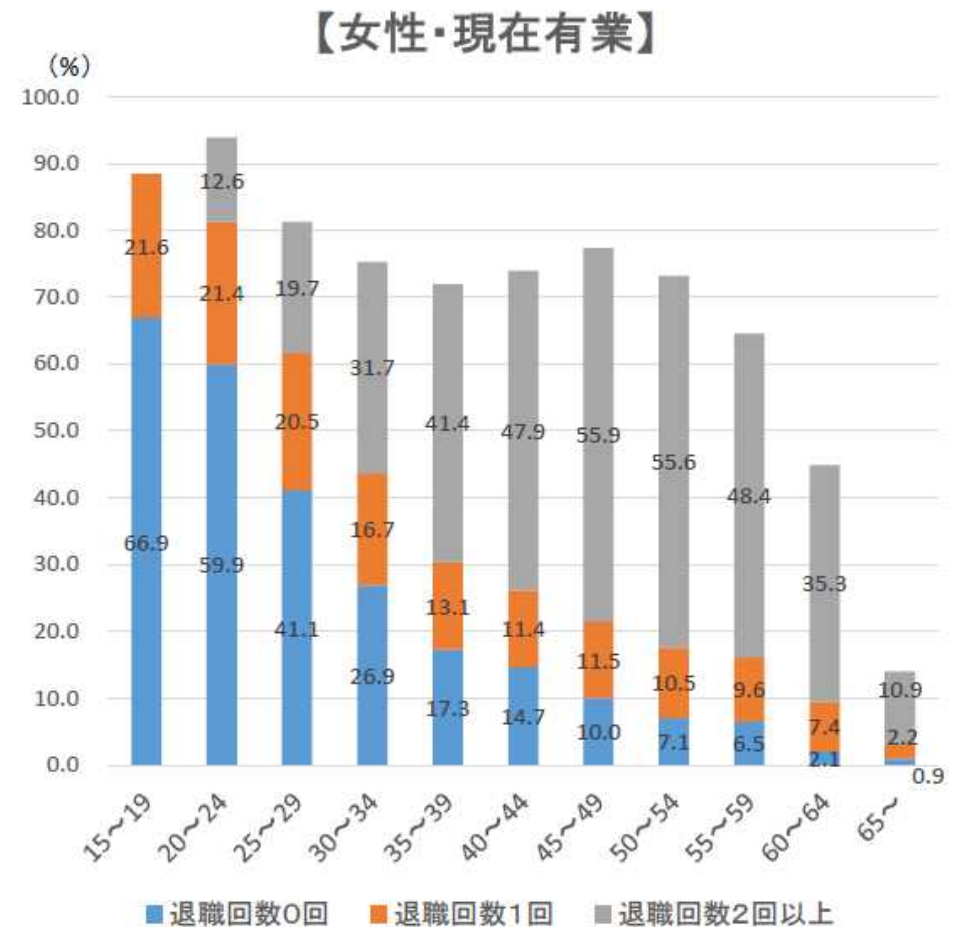
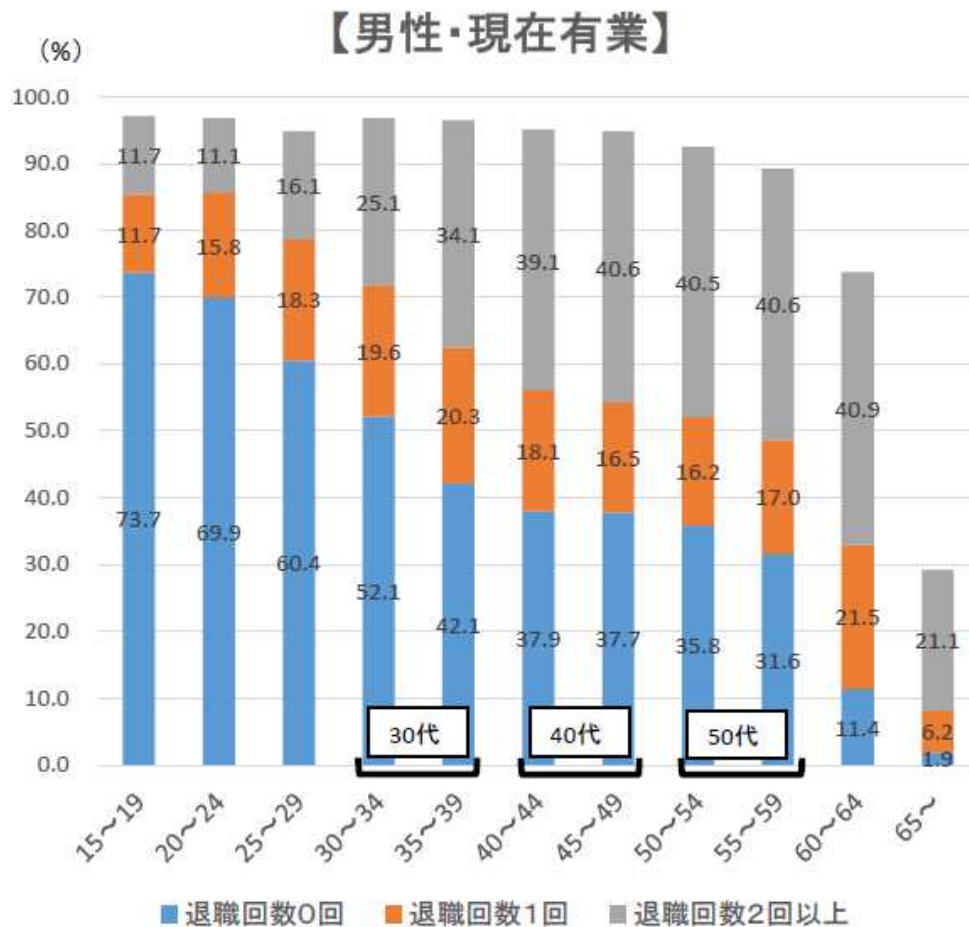
- ① **産業界におけるプログラムの開発・実施への参画**
- ② **社会人の学びの積極的な支援・評価**
- ③ **離職女性のキャリア形成への意識の醸成**



終身雇用の状況

○初職が正規雇用で、一度も退職することなく「終身雇用」パスを歩んでいる男性（退職回数0回）は、今や、30代後半で42%、40代で38%、50代前半で36%に過ぎない。

年齢階級別の転職割合



転職の意向

○ 10代、20代においては、半数以上が現在or将来的に転職を希望しているが、40歳以降、転職するつもりがないと回答する割合が6割、7割、8割と上昇する。

	n	現在転職している と考えている 割合	現在転職したい と考えている 割合	いずれか の転職したい 割合	転職する つもりは ない割合	現在転職 したい、 計
2014年 全体	9,857	7	14.3	22	56.6	43.3
60代除く	8,788	7.5	15.2	23.8	53.5	46.5
正社員・正職員	6,354	5.9	14.3	20.5	59.3	40.7
18～24歳	404	5.2	20.5	31.2	43.1	56.9
25～29歳	819	8.1	19	26.6	46.3	53.7
30～34歳	853	6.8	14.1	27.2	51.9	48.1
35～39歳	976	6.6	15.6	22.8	55	45
40～49歳	1,795	6.3	13.9	18.8	61.1	39
50～59歳	1,175	3.5	11.2	12.4	72.9	27.1
60～69歳	332	3.6	5.1	6.9	84.3	15.6

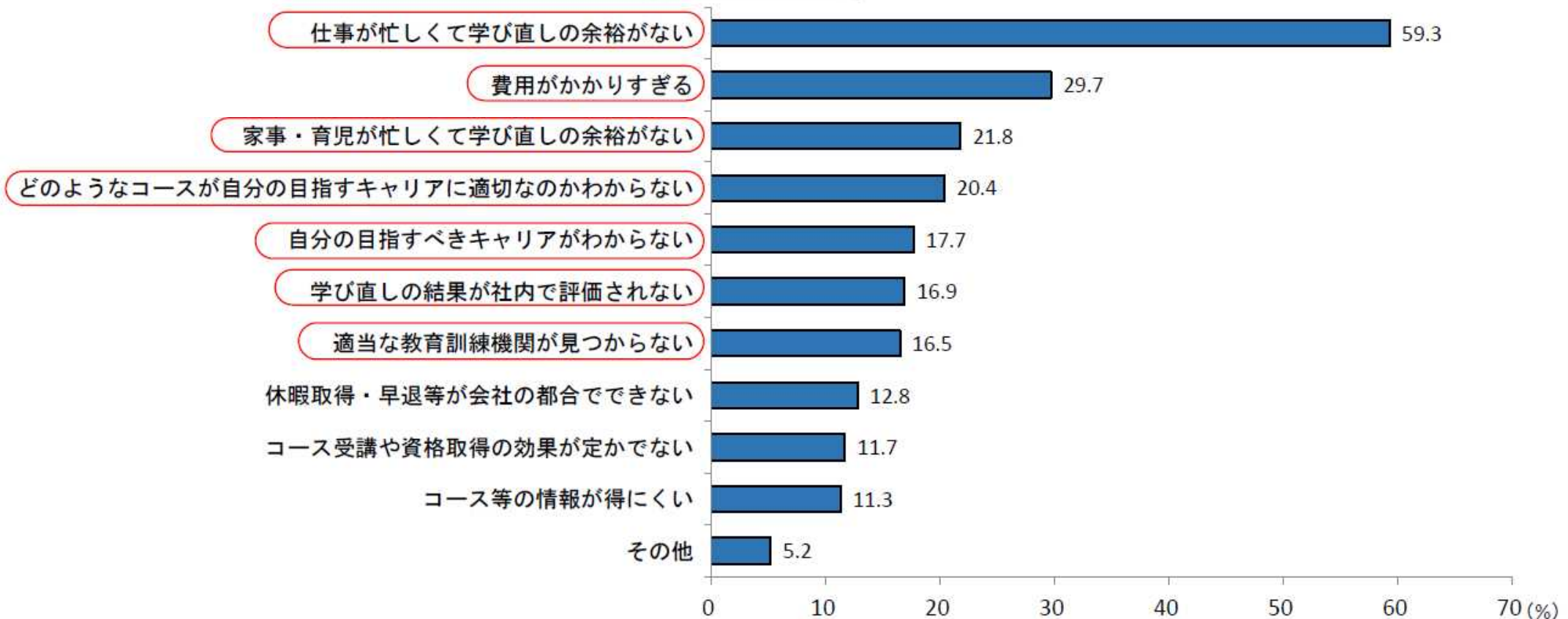
正社員の学び直しの障害

- 7割強の労働者が学び直しに問題を抱えていると回答。
- 多いものは、「仕事が忙しくて学び直しの余裕がない」、「費用がかかりすぎる」が2大問題点。

学び直しに問題があるとした労働者（正社員）及びその問題点の内訳（複数回答）

問題がある:78.4%

【問題点の内訳】

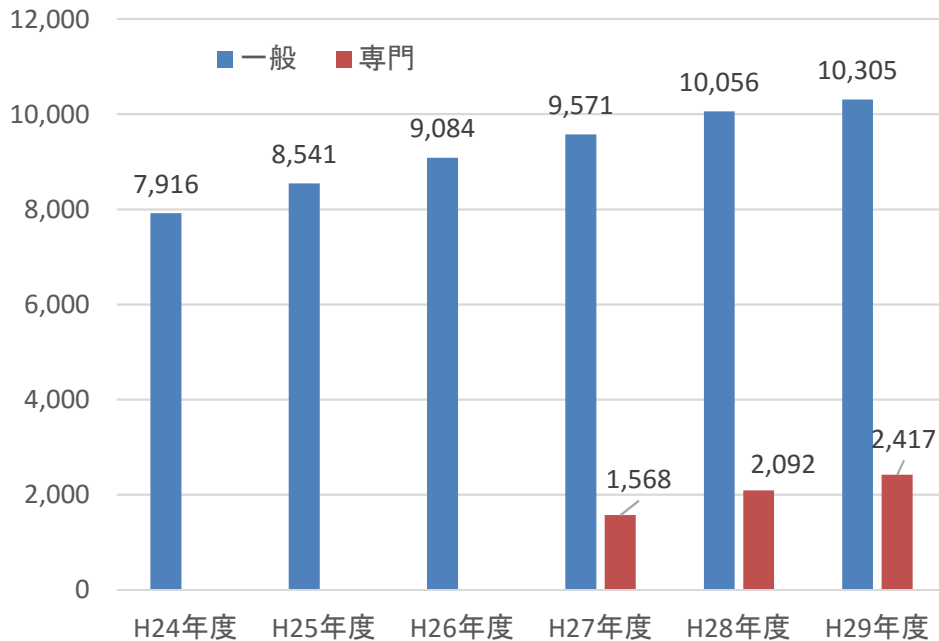


(出典)厚生労働省「平成28年度能力開発基本調査」(調査対象年度は平成27年度)より作成。

教育訓練給付の対象となる講座

○教育訓練給付の対象となる講座は増加しているが、昼間課程の講座が多いのに対し、受講者の希望は、夜間・土日・通信課程に偏っており、需給のミスマッチが存在。

教育訓練給付対象講座の推移



専門実践教育訓練の開講形態別講座・受給者数

○夜間土日型、通信課程を利用する者が多く、これらの講座を増やすよう働きかけが必要。

講座類型	昼間課程	夜間課程	土日課程	通信課程	計
指定講座数 (H29年4月時点)	2,066	170	85	96	2,417
実受給者数 (H29年9月時点)	6,484人	2,178人	2,381人	4,711人	15,754人

専門実践教育訓練（受講費用の最大7割を支給）2,417講座

- ① 看護師・准看護師、社会福祉士などの養成課程の講座
- ② 情報処理安全確保支援士など高度なIT資格の取得や、AI・IoT、データサイエンスなど最先端・高度ITスキルの習得のための講座
- ③ 子育て女性のリカレント課程などの講座
- ④ 専門職大学院の講座(MBAなど)

一般教育訓練（受講費用の2割を支給）10,305講座

- ① 大型自動車、フォークリフトなどの運転免許取得のための講座
- ② 介護福祉士実務者研修などの福祉関係の講座
- ③ 社会保険労務士、税理士などの受験講座
- ④ 簿記、英語検定など事務関係の受験講座
- ⑤ プログラミング、ウェブデザインなど情報関係の受験講座

教育訓練給付制度の概要

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支援。

	専門実践教育訓練給付 (平成26年10月制度開始) ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	一般教育訓練給付 (平成10年12月制度開始) ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象＞
給付内容	○ 受講費用の 50% (上限年間 40万円) を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の 20% (上限年間 16万円) を追加支給。	○ 受講費用の 20% (上限年間 10万円) を受講修了後に支給。
支給要件	在職者又は離職後1年以内 (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内) の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は2年以上)	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は1年以上)
対象講座数	2,133講座 (平成30年4月時点) 〔 * 累計新規指定講座数 2,765講座 * ※平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数 〕	11,299講座 (平成30年4月時点)
受給者数	13,229人 (平成29年度実績) / 28,718人 (制度開始～平成29年度)	99,978人 (平成29年度実績)
対象講座指定要件 (講座の内容に関する主なもの)	<p>次の①～⑥の類型のいずれかに該当し (〔 〕内は講座期間・時間要件) かつ、類型ごとの講座レベル要件 を満たすものを指定。</p> <p>① 業務独占資格又は名称独占資格に係る、いわゆる養成施設の課程 (看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等) 【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間】 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>② 専門学校の職業実践専門課程 (商業実務、経理・簿記等) 【2年】 就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>③ 専門職大学院 (MBA等) 【2年以内 (資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間)】 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</p> <p>④ 職業実践力育成プログラム (子育て女性のリカレント課程等) (*平成28年4月から適用) 【正規課程: 1年以上2年以内、特別の課程: 時間が120時間以上かつ期間が2年以内】 就職・在職率 (正規課程にあっては、就職・在職率及び定員充足率) の実績が一定以上</p> <p>⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (*平成28年10月から適用) 【時間が120時間以上 (ITSレベル4相当以上のものに限り30時間以上) かつ期間が2年以内】 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 (*平成30年4月から適用) 【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】 就職・在職率の実績が一定以上</p>	<p>次の①又は②のいずれかに該当する教育訓練を指定。</p> <p>① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</p> <p>② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの (民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等)</p> <p>※ ただし、趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>指定講座例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送・機械運転関係 (大型自動車、建設機械運転等) ○ 医療・社会福祉・保健衛生関係 (介護職員初任者研修等) ○ 専門的サービス関係 (社会保険労務士、税理士、司法書士等) ○ 情報関係 (プログラミング、CAD、ウェブデザイン等) ○ 事務関係 (簿記、英語検定等) ○ 営業・販売・サービス関係 (宅地建物取引主任者等) ○ 技術関係 (建築施工管理技士検定、電気主任技術者等) ○ 製造関係 (技能検定等) ○ その他 (大学院修士課程等)
<p>【教育訓練支援給付金】 専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対し、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給 (平成33年度末までの暫定措置)。</p>		

専門実践教育訓練給付金の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成33年度末までの暫定措置)

専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数:2,133講座(平成30年4月指定分含む)

* 累計新規指定講座数 2,765講座(平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数)

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程

講座数:1,180講座
例)看護師、介護福祉士等

②専修学校の職業実践専門課程

講座数:742講座
例)商業実務
経理・簿記等

③専門職学位課程

講座数:77講座
例)MBA、MOT等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数:94講座
例)特別の課程(工学・工業)等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数:24講座
例)シスコ技術者認定CCNP、
情報処理安全確保支援士等

⑥第四次産業革命スキル習得講座

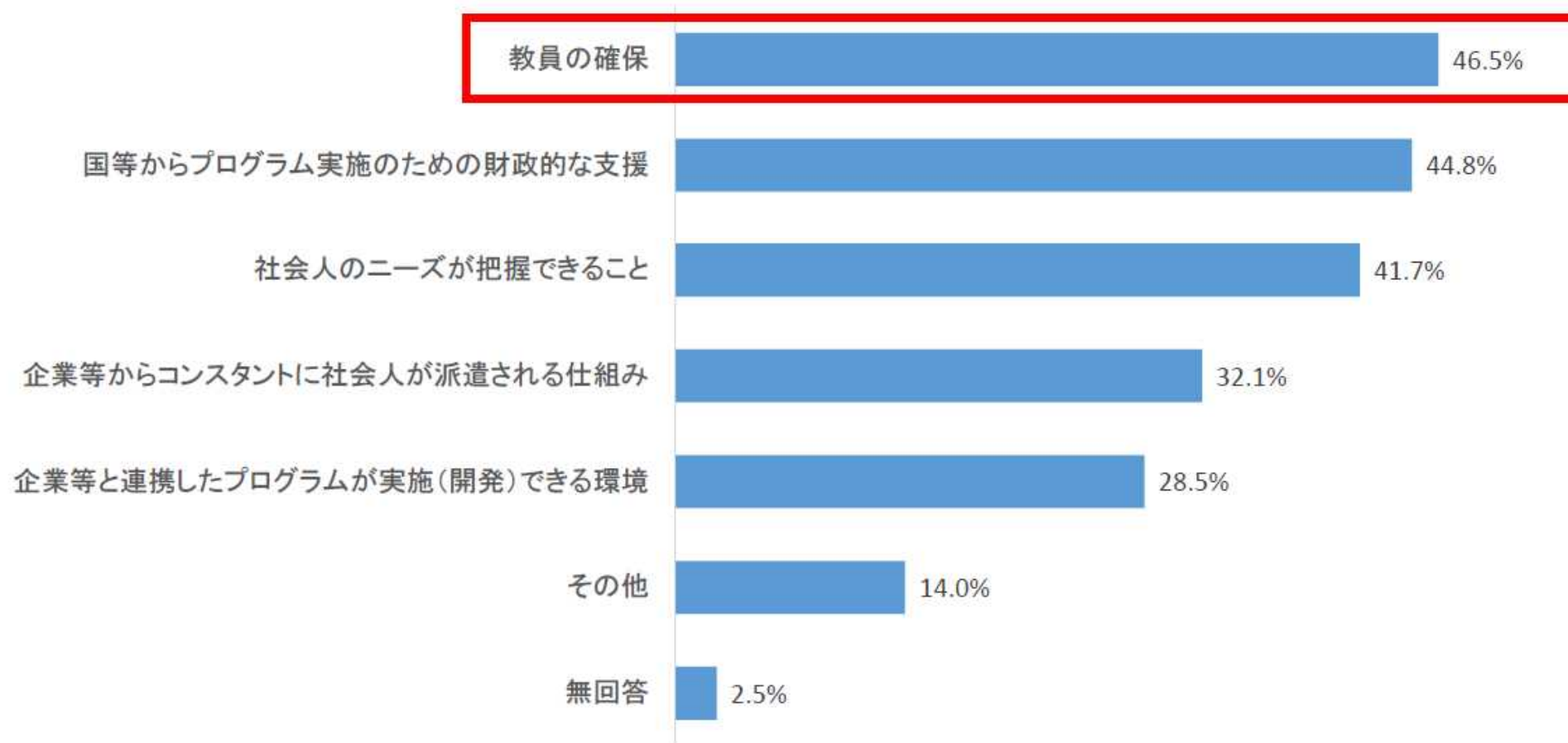
講座数:16講座
例)クラウドIoT等

実践的な教育を行える人材の確保

○大学が社会人を対象とするプログラムを提供するには、教員の確保が課題。

主に社会人を対象としたプログラムを提供していない学部・学科・研究科におけるプログラムを提供するための条件(複数回答)

【調査対象:2,592学部・学科・研究科】



(出典)社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究(平成27年度イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社
<文部科学省:先導的・大学改革推進委託事業>)より作成。

【資料2】

社会人の学び直しに係る 制度改革等について

前回の議論（2月13日制度・教育改革WG^⑩）の振り返り

【事務局からの課題提起】

- 履修証明制度の実施状況，リカレント教育に対する社会的ニーズの高まり等を踏まえ，大学等における履修証明制度の最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」に見直すこととし，学校教育法施行規則を改正してはどうか。
- 履修証明プログラムの受講歴等，更に多様な学修成果の積み上げにより，学士の学位を授与するという方法も考えられないか。
- 卒業ができなかった学生に対し，大学での学修のまとまりを評価する仕組みなどを通じ，単位の修得の積み重ねがしやすくなるような方法は考えることはできないか。
(大学中退者のうち約半数が在学期間2年未満。)
- 社会人の学び直しのニーズに対応するため，単位累積加算制度のさらなる活用の促進に向けて，どのような取組が考えられるか。

【各委員からの主な御発言】

(履修証明制度に関するもの)

- ✓ 「60時間以上」に短縮することに異論は無いが、120時間以上を60時間以上に短縮することと、プログラムの体系性・質保証を両立する必要がある。
- ✓ 履修証明プログラムについても、大学の内部質保証システムの対象として位置付けるべき。
- ✓ プログラムの要件を細々規定してしまうと、外部から当該プログラムを受講する学生が色々な講義を受講しなければならなくなってしまう。質保証を前提に、柔軟な履修形態も許容するようなシステムにすることが重要。
- ✓ 履修証明プログラムの対象は在学生以外ということだが、在学生に対して開講され、修了証明書が発行される一定のまとまりのある科目（副専攻・副プログラム等）との関連はどう考えるか。
- ✓ 海外では、大学が授与する称号等には、degree（学位）、diploma（称号）、certificate（証明）の別がある。日本においても、学修内容や水準に応じて、60時間以上学修した場合と、従来どおり120時間以上学修した場合の名称や位置づけを差別化してはどうか。

(単位累積加算制度に関するもの)

- ✓ 単位累積加算制度は、学位取得のために合計4年の修業年限を必要としているが、社会人の場合には時間が貴重であるため、合計4年という制限を緩和することも検討すべき。
- ✓ 高等専門学校教育に携わっている者としては、学位授与機構という第三者機関で実質的な質保証を受けるということは、高専側に教育の質の向上を促す良い意味でのプレッシャーを与えている。
- ✓ 諸外国にはAPL（Assessment of Prior Learning）といって、入学前の学修内容をきちんと評価した上で、大学の単位として認める制度がある。単位認定を段階的に柔軟化していくことは非常に重要。
- ✓ 単位累積加算制度は、学位プログラム等と並んで、学部を中心としてきた従来の学位授与の在り方についてもう少し違う形を与えようという試みだと思う。
- ✓ 3つのポリシーに基づいて学位を授与することが大学に強く求められている一方、単位累積加算制度のように、複数の大学ないし教育プログラムで学んできた人たちの学修を積み上げ、それに対して学士という学位を授与するという議論がある。両者について整合性のある検討が必要。

現行の履修証明制度の概要

対象者：**社会人**（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）

内 容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、**体系的な知識・技術等の習得**を目指した教育プログラム

期 間：目的・内容に応じ、**総時間数120時間以上**で各大学等において設定

証明書：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した**履修証明書を交付**

質保証：プログラムの**内容等を公表**するとともに、各大学等においてその**質を保証するための仕組みを確保**

※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。

創 設：**平成19年の学校教育法の改正により創設**され、**同年12月26日から施行**。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第百六十四条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第百五条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 特別の課程の総時間数は、百二十時間以上とする。

3 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。

4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準の定めるところによる。

5 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

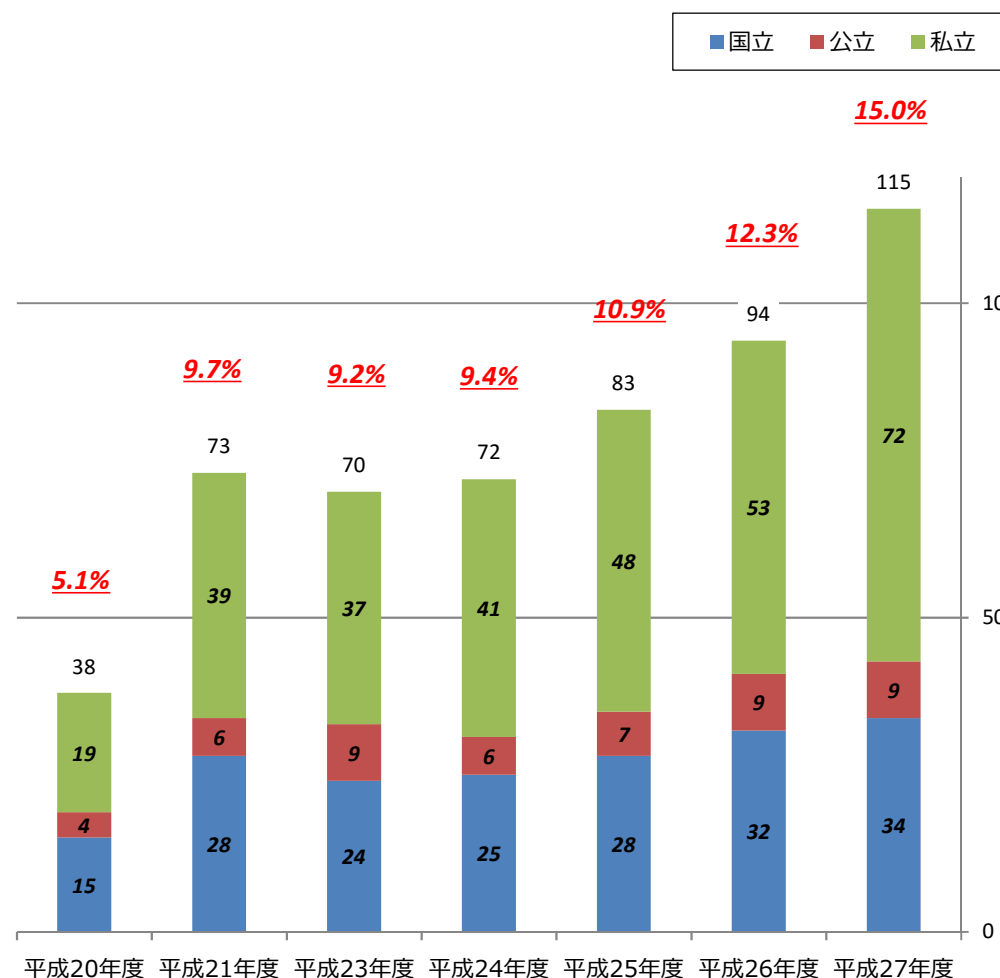
6 大学は、学校教育法第百五条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。

7 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

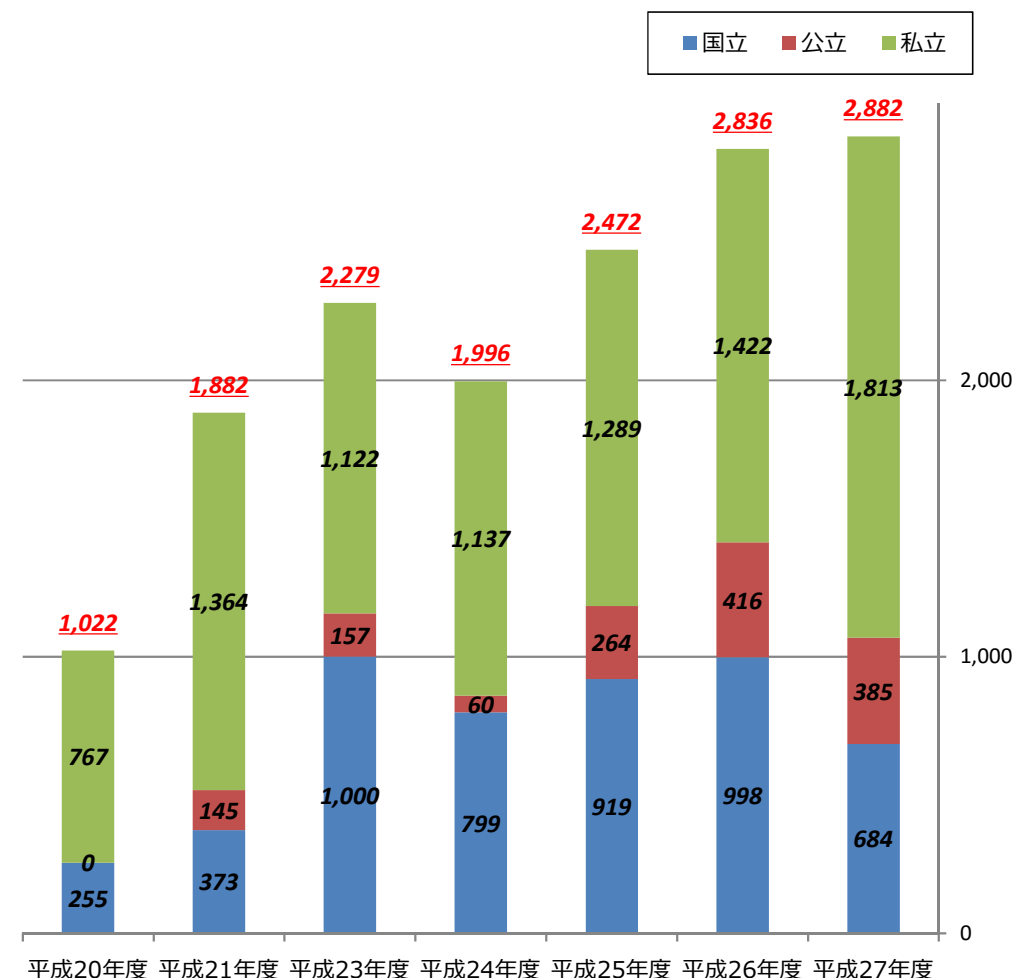
履修証明プログラムの実施状況

履修証明プログラムを開設している大学数、証明書交付者数は、漸増してきているが、平成27年度実績で、全大学の15%での開設、3,000人弱の交付に留まっており、履修証明制度がまだ十分に普及しているとは言えない。

【大学全体】 履修証明プログラムを開設している大学



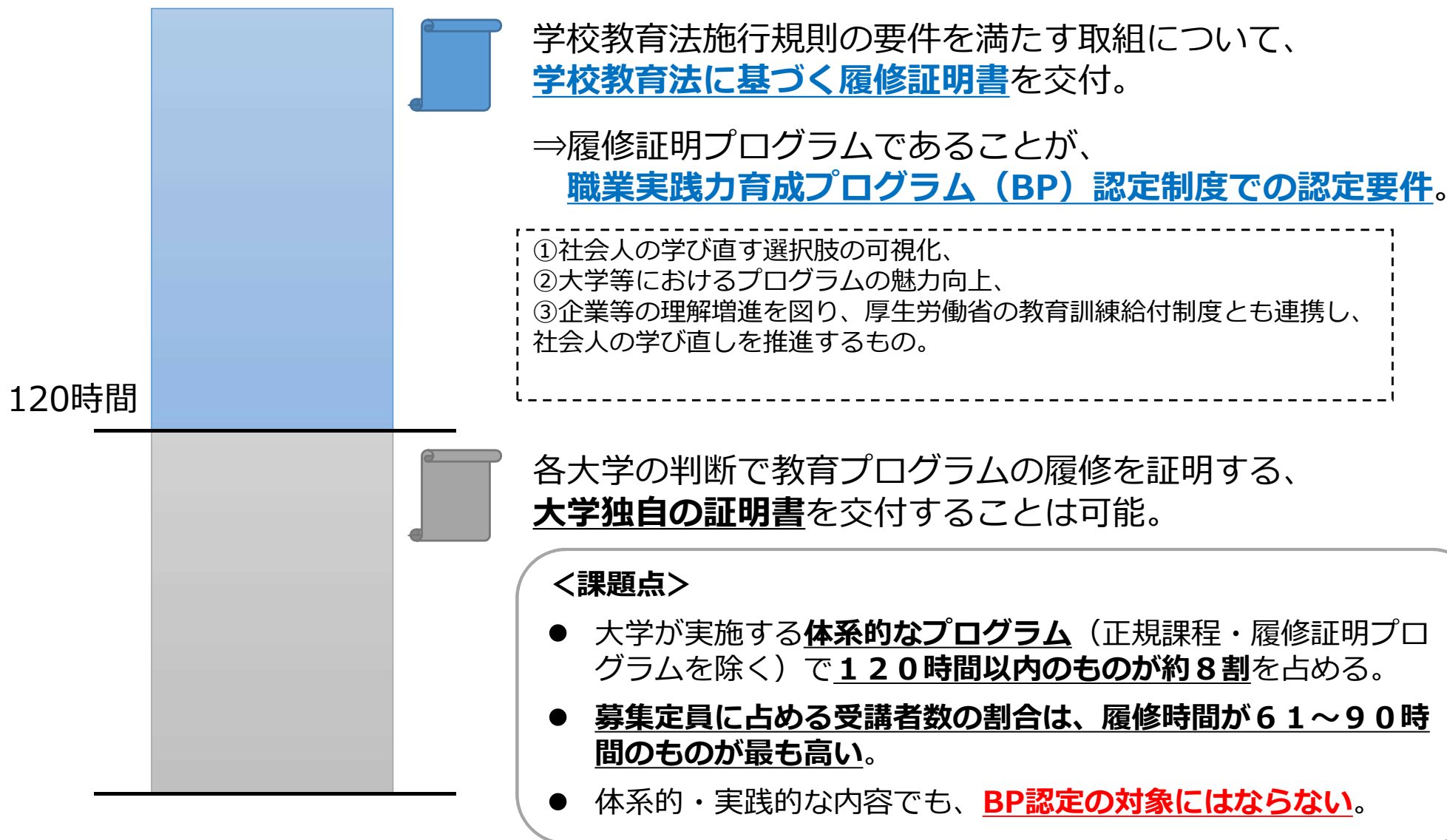
【大学全体】 履修証明プログラムの証明書交付者数



「大学における教育内容等の改革状況」（文部科学省）より。
平成22年度調査は、東日本大震災の影響を考慮し実施せず。

現行の履修証明制度の課題① —最低時間数—

□ **最低時間数が「120時間以上」とされていることが、多様な教育プログラムの供給やリカレント教育の推進の阻害要因となっている可能性あり。**



「職業実践力育成プログラム」(BP)の改善に向けたアンケート調査結果①

1. 実施時期：平成29年7月10日～7月19日
2. 調査対象：国公立大学（777大学）
 公立短大（341大学）
 国公立高専（57校） ※括弧内の大学等数は学校基本調査による
3. 調査内容：主に社会人を対象として、職業に必要な能力の向上や資格の習得を目的としたプログラムの提供の有無と有の場合その内容等について

【概要】

- 回答数：752大学（回答率47.7%）、1,091プログラム
 - ※プログラム数については、正規課程、履修証明プログラム、それ以外の体系的なプログラムの合計
 - ※それ以外の体系的なプログラムには、公開講座や、履修時間が120時間以下で資格取得や能力向上等を目的とするプログラム（教員免許状更新講習は含まない）
- 1,091プログラムのうち
 - ・正規課程：327プログラム（30.0%）
 - ・履修証明プログラム：307プログラム（28.1%）
 - ・それ以外の体系的なプログラム数：
457プログラム（41.9%）

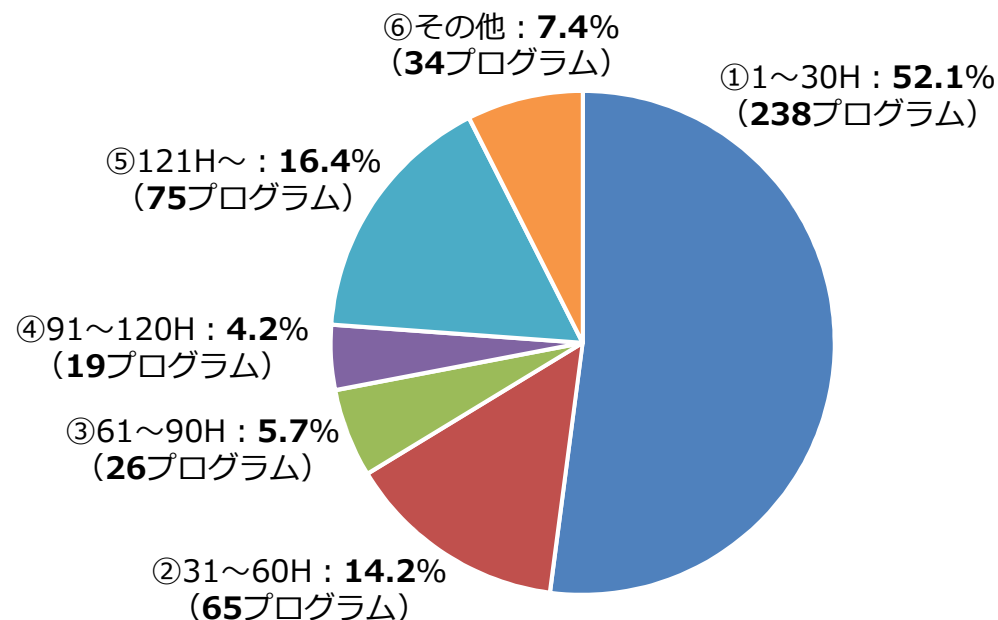
なお、回答のあった1,091プログラムのうち、BP認定プログラムは**145プログラム**

- 受講者数 **3,448人**
- 募集定員 **3,149人**

※なお、受講者数は複数年度、募集定員は単年度の人数を計上しているため、単純な比較はできないことに留意が必要

それ以外の体系的なプログラム 457プログラムの履修時間内訳

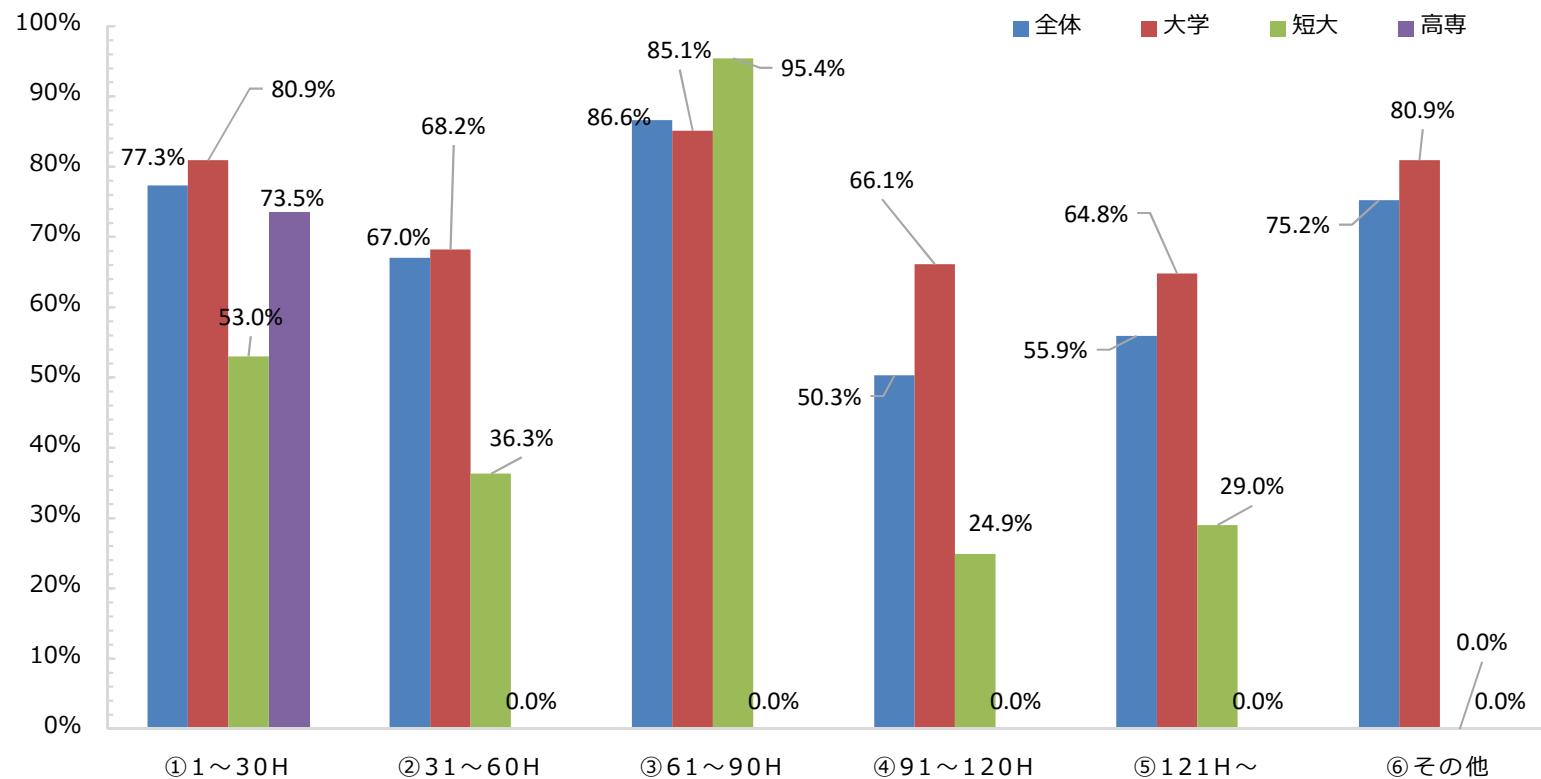
「それ以外の体系的なプログラム」457プログラムのうち、**120時間以下**のものは、**348プログラム（76.2%）**



「職業実践力育成プログラム」(BP)の改善に向けたアンケート調査結果②

募集定員に占める受講者数の割合

募集定員に占める受講者数の割合は、**履修時間が61～90Hのものが最も高くなっている。**



※募集定員に占める受講者数の割合は区分ごとの平均値を記載
※定員を設定せず、割合を算出できない等のプログラムは除く
※2年以上のプログラムについては、便宜的に募集定員を2倍にしている

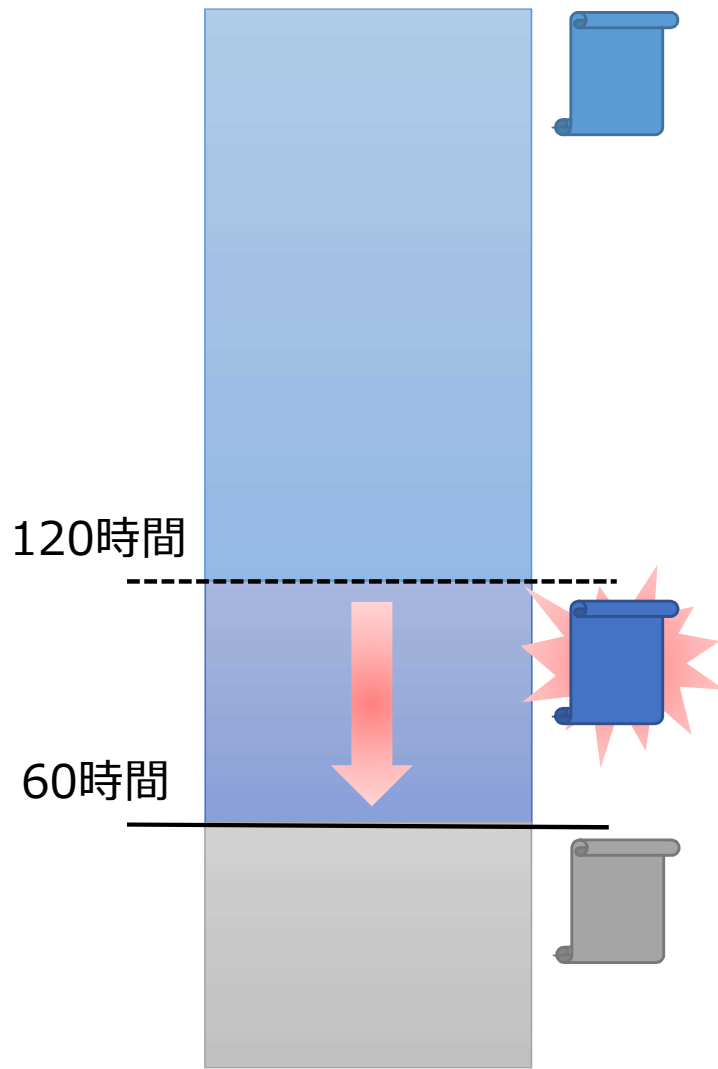
履修時間 60 時間程度で体系的・実践的な課程を編成しているプログラムの例

募集定員、受講者数は平成28年度実績

- 大阪府立大学「植物工場における中核的専門人材養成」** **履修時間：67時間**
基礎知識を学ぶ座学から、実習、ビジネスプラン演習を経て、生物学・生理学・育成学・工学など多くの科学技術の融合で成り立っている植物工場を管理・運営する人材を育成
■ 募集定員：30名、受講者数：36名
- 滋賀大学「ビジネスイノベーションスクール」** **履修時間：60時間**
イノベーション創出に必要な実践的な知識の修得（組織・リーダーシップ、財務予測・資金調達等）から、実際のビジネスプランの策定により、次世代経営者層等の事業創造力、実践力の向上を図る
■ 募集定員：20名、受講者数：9名
- 豊橋技術科学大学「計算技術科学実践教育プログラム」** **履修時間：73時間**
最先端シミュレーション技術の基礎から実践、より高度なプログラミング・スキルを学べるイノベーション創出人材の養成講座
■ 募集定員：10名、受講者数：30名
- 文京学院大学「理学療法士臨床ブラッシュアップコース」** **履修時間：73時間**
現在のリハビリテーション医療の現場で必要とされる最新情報や知識、技術を講義や実技により獲得していく。最終日の発表会では、臨床的な技術の創造を志向して新しい運動療法の提案を行う。
■ 募集定員：78名、受講者数：84名
※上記は「基礎コース」「臨床基礎コース」「臨床応用コース」の合計
- 山口大学「社会基盤メンテナンスエキスパート養成講座」** **履修時間：56時間**
インフラの点検・診断を実施する能力を備え、インフラ再生に関する俯瞰的な技術力を持つ中核的技術者の養成を目指し、橋梁・トンネルを対象とした座学と実習からなる講座
■ 募集定員：25名、受講者数：30名

現行の履修証明制度の改善策① —最低時間数の見直し—

□ 履修証明制度の最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」に見直す。



60時間以上であって、
学校教育法施行規則の要件を満たす取組について、新たに、
学校教育法に基づく履修証明書を交付できることにする。
⇒職業実践力育成プログラム（BP）認定制度においても、
60時間以上の短期プログラムを認定対象に。

<期待される効果>

- 魅力的な短期プログラム（短期だが一定のまとまりのある体系的・実践的な教育プログラム）の供給を促進。
- 社会人等のリカレント教育の機会として、大学等における履修証明プログラムの活用を促進。

- 履修証明プログラムの履修資格は大学入学資格を基本とし、大学として提供するレベルであることが想定されているが、目的・分野・内容・修了要件は、各大学の裁量に任されている。
- あらかじめ公表すべき事項が定められているが、その運用の実態は様々であり、履修証明プログラムに対する、社会的認知や評価の向上に十分につながっていない可能性がある。
- 社会人の学び直しの機会としての履修証明プログラムが社会的に広く認知され、学習者と企業・社会等の双方にとってより魅力的なものとなるよう、あらかじめ公表すべき事項の充実・改善を図るべきではないか。また、履修証明プログラムについても、大学の内部質保証システムが働くようにすべきではないか。

【あらかじめ公表すべき事項】

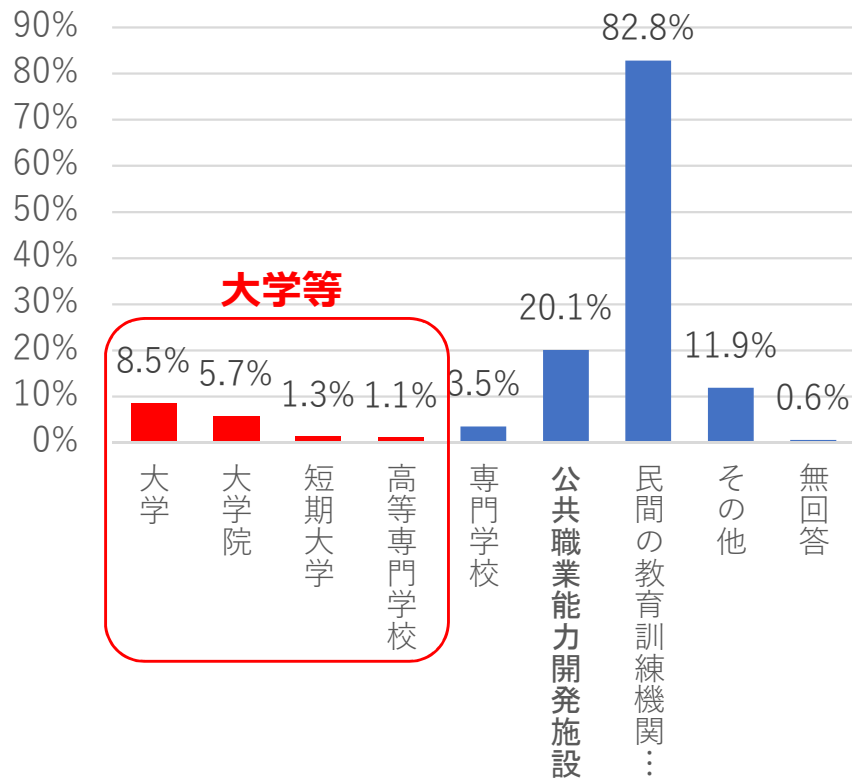
(学校教育法施行規則に規定)

1. 名称
2. 目的
3. 総時間数
4. 履修資格
5. 定員
6. 内容
7. 講習又は授業の方法
8. 修了要件
9. その他大学が必要と認める事項

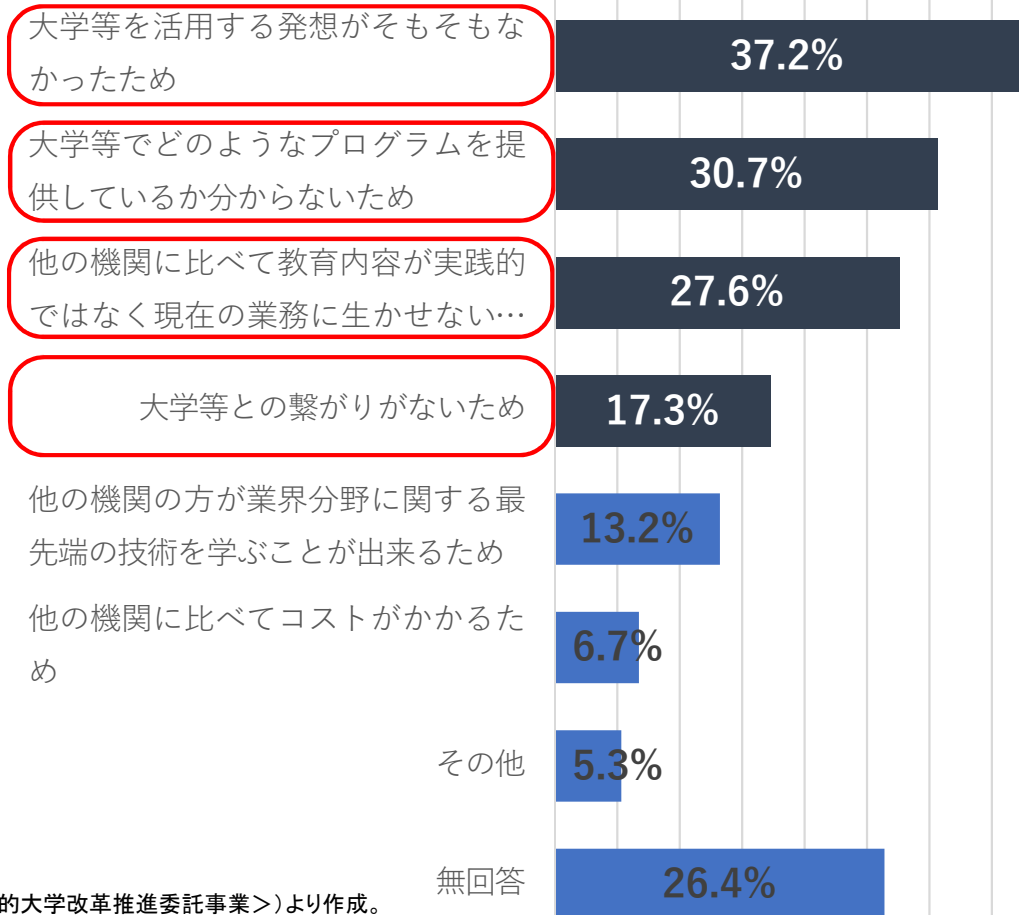
企業の外部教育機関としての大学の位置付け

- 企業の8割が外部教育機関として民間の教育訓練機関を活用。一方、大学を活用するのはごくわずか。
- 大学を活用しない理由の上位は「大学を活用する発想がそもそもなかった」、「大学でどのようなプログラムを提供しているかわからない」。

活用する外部教育機関の種別（複数回答）



大学等を活用しない理由



(出典) 社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究
 (平成27年度イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社<文部科学省:先導的大学改革推進委託事業>)より作成。

0% 5% 10% 15% 20% 25% 30% 35% 40%

現行の履修証明制度の改善策② —公表事項の追加・運用改善—

- 学校教育法施行規則を改正し、**あらかじめ公表すべき事項に「単位授与の目安（仮）」や「実施体制（仮）」を追加**することとしてはどうか。
- また、施行通知等において、**履修証明制度に関する留意事項を再周知**するとともに、**社会的認知・評価を高める上で望ましい運用についても周知**することとしてはどうか。

【あらかじめ公表すべき事項】

(学校教育法施行規則に規定)

1. 名称
2. 目的
3. 総時間数
4. 履修資格
5. 定員
6. 内容
7. 講習又は授業の方法
8. 修了要件

○ **単位授与の目安（仮）**

○ **実施体制（仮）**

○ その他大学が必要と認める事項

⇒ **学校教育法施行規則の改正**

【再周知すべき留意事項・周知すべき望ましい運用】

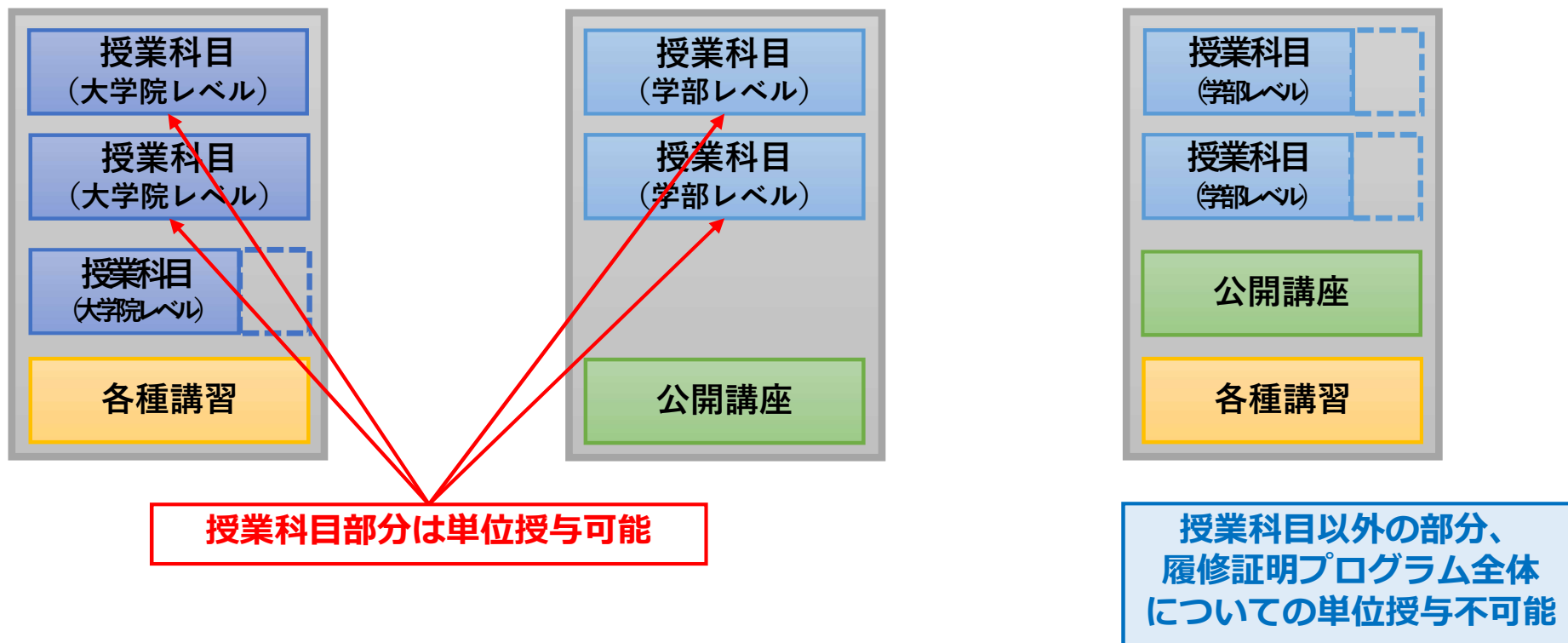
- 履修証明プログラムの位置づけの再整理
(大学独自の証明制度との違い、類似の取組との関係 等)
- 履修証明書の社会的認知・評価を高めるための取組
(「何が出来るようになったか」「どんな知識技能が身についたか」等の学修成果、各種検定・資格等との連携、修了者の活躍状況等について、公表内容の充実 等)
- 単位授与に関する取扱い
(プログラムの内容・水準や成績評価方法の在り方、学修時間と授与すべき単位数の考え方、構成要素に係るシラバスの作成 等)
- 実施体制に関する取扱い
(実施状況の評価や体制の整備の望ましい在り方、社会や企業の教育ニーズを踏まえてプログラム内容を改善、プログラムの実施体制と質保証管理体制の対応 等)

⇒ **施行通知等において周知**

現行の履修証明制度の課題③ —単位授与の在り方—

- 履修証明プログラムの構成要素は、学位課程の授業科目、その一部、各種講習、公開講座等と様々である。
- これらのうち、学位課程の授業科目の部分については、「科目等履修生に対する単位」として単位授与が可能だが、授業科目の一部、公開講座、各種講習等の部分や履修証明プログラム全体についての単位授与は不可能。
- そのため、履修証明書の交付を受けて学修の成果を示すことは出来ても、学位の取得に向けた各大学での単位の積み上げや、大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度での活用は出来ない。

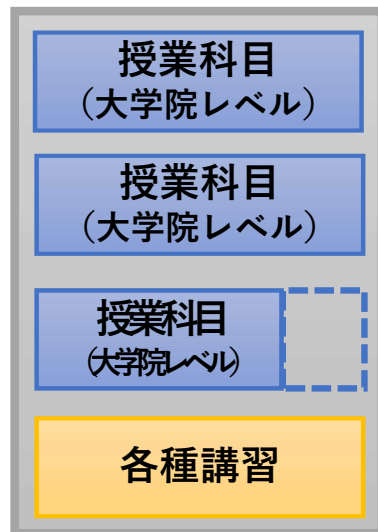
【履修証明プログラムの構成要素のイメージ】



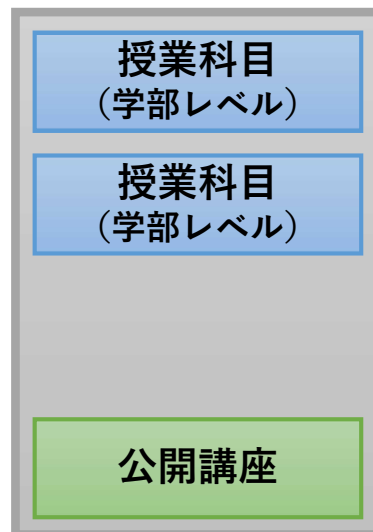
現行の履修証明制度の改善策③ —単位授与による活用促進—

- 履修証明プログラムの実施大学において、内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案して**単位授与の際の目安を設定**するものとしてはどうか。
- その上で、**履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能**とし、**大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度に活用**できるようにしてはどうか。（ただし、科目等履修生としての単位授与と重複することが無いように留意が必要。）
- 更に、**大学以外の教育施設等における学修の単位認定**（大学設置基準第29条）、**入学前の既修得単位等の認定**（大学設置基準第30条）の対象とし、**学位の取得に向けた各大学での単位の積み上げに活用**できるようにしてはどうか。

【単位授与の際の目安の設定イメージ】



- ・ 修士課程の発展的な内容
- ・ 履修時間：120時間
- ・ 各単元で修了試験を実施
- ・ **6単位相当**



- ・ 学部の応用的な内容
- ・ 履修時間：60時間
- ・ 演習課題やレポート課題
- ・ **5単位相当**



- ・ 学部の基礎的な内容
- ・ 履修時間：60時間
- ・ 修了試験や出席状況
- ・ **2単位相当**

単位授与が可能と考えられる履修証明プログラムの例

学校名	〇〇大学			
課程名	〇〇大学私学経営アカデミー			
分類	科目名	授業時数	担当教員・実務家名	教員・実務家の所属
必修	私学経営原論	18	〇〇 〇〇	〇〇大学大学院教育学研究科
			〇〇 〇〇	〇〇県私立中学校・高等学校連合会会長
			〇〇 〇〇	〇〇学院理事長
			〇〇 〇〇	〇〇学園理事長
			〇〇 〇〇	〇〇中学校・高等学校校長
			〇〇 〇〇	〇〇大学理事長・学長
必修	組織マネジメント1	18	〇〇 〇〇	〇〇大学大学院教育学研究科
必修	組織マネジメント2	18	〇〇 〇〇	〇〇大学大学院教育学研究科
			〇〇 〇〇	〇〇株式会社
必修	カリキュラム・マネジメント	18	〇〇 〇〇	〇〇大学大学院教育学研究科
			〇〇 〇〇	〇〇大学非常勤講師
			〇〇 〇〇	〇〇大学教育学部教授
必修	ファイナンス・マネジメント	24	〇〇 〇〇	〇〇大学大学院教育学研究科
			〇〇 〇〇	〇〇大学非常勤講師
必修	コミュニティ・リソース・マネジメント	12	〇〇 〇〇	〇〇大学特任教授
必修	先端的ICTの利活用	12	〇〇 〇〇	〇〇株式会社
自由選択	教育政策実習	6	〇〇 〇〇	〇〇大学大学院教育学研究科
合計	8科目	126		時間

学校名	〇〇大学			
課程名	デジタル時代の機械設計技術者育成講座			
分類	科目名	授業時数	担当教員・実務家名	教員・実務家の所属
必修	機構学・機械要素設計	6	〇〇 〇〇	〇〇大学(実務家教員)
必修	材料力学	6	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	流体工学	6	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	工業材料	6	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	工作法	6	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	機械力学	6	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	制御工学	6	〇〇 〇〇	〇〇大学(実務家教員)
必修	環境・安全	6	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	熱工学	6	〇〇 〇〇	〇〇大学(実務家教員)
必修	機械製図	6	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	3D CAD演習	15	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	CAE解析演習	15	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	CAM及び計測演習	10	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	ものづくり実践演習	20	〇〇 〇〇	〇〇大学(実務家教員) 〇〇大学
自由選択	溶接実習	14	〇〇 〇〇	有限会社〇〇
合計	15科目	134		時間

現行の履修証明制度の課題④ —学修証明の在り方—

- 正規課程による学位の他に、学修成果を証明する制度としては、**①学校教育法に基づく履修証明制度**と**②各大学の判断で独自に実施されている取組**がある。
- **①学校教育法に基づく履修証明制度**については、学校教育法施行において要件が設定されており、これらの要件に適合するものだけが、「**学校教育法に基づく履修証明**」とすることが出来る。
- **②各大学の判断で独自に実施されている取組**については、法令上の要件は特段無く、**学生が正規課程の授業科目等を一定のまとまりのあるものとして修了した場合**の、「副専攻〇〇修了」「〇〇コース修了」等といった**学修証明の交付については、各大学の裁量**に委ねられている。
- なお、**①学校教育法に基づく履修証明制度は「学生以外の者を対象として編成した特別の課程」を修了することを前提**としているため、学生が正規課程の授業科目等を一定のまとまりのあるものとして修了した場合に、「**①学校教育法に基づく履修証明書**」として交付することは出来ない。

学習者の位置づけ	プログラムの位置づけ	学修成果の証明
正規の学生	正規の学位課程の全体	学位 (根拠：学教法第104条、学位規則)
正規の学生	正規の学位課程の一部 (「副専攻プログラム」「一般教養課程」等。)	大学独自の取組 (根拠：なし)
正規の学生	学生以外の者を対象とした特別の課程 (履修証明制度としての要件を満たすもの。)	学校教育法に基づく履修証明書 (根拠：学教法第105条、学教則第164条)
社会人等の学生以外の者 (科目等履修生として)	正規の学位課程の一部 (「副専攻プログラム」「一般教養課程」等。)	大学独自の取組 (根拠：なし)
社会人等の学生以外の者	学生以外の者を対象とした特別の課程 (履修証明制度としての要件を満たすもの。)	学校教育法に基づく履修証明書 (根拠：学教法第105条、学教則第164条)
社会人等の学生以外の者	上記以外のもの	大学独自の取組 (根拠：なし)

現行の履修証明制度の改善策④ —学修証明の活用促進に向けて—

- 入学後の経済状況の変化による中途退学や学部選択のミスマッチへの対応のためには、**正規の学位課程の一部を修了した者の学修証明**（「副専攻〇〇修了」「〇〇コース修了」等）を交付し、**就職・転職活動や転部・転学の際に活用できるようにすることが有益**であると考えられる。
- また、現代社会においては、生涯を通じて、最新で最高度の知識・技能等を身につけ、その能力を向上させ続けることが必要とされているが、**社会人の学び直しニーズが多様化**しており、正規の学位課程で学位の取得をめざすのみならず、ユニット的・モジュール的に、**科目等履修生として正規の学位課程の一部を修了**することも想定され、このような学びに対する**学修証明の社会的意義**が高まっている。
- このような**学修証明の社会的認知や評価を高めるために、法令上に位置づけ**るとともに、**留意事項や望ましい運用の在り方について周知**することとしてはどうか。

